

POLICY AND LEGISLATION

# 政策資料

■卷頭言

キュウショ

梶原敬義

■特 集

村山連立内閣が誕生！

■資 料

「スポーツ振興くじ」問題への

社会党の対応と見解について（案）

規制緩和の基本的考え方と推進体制

日本社会党政策審議会

8

1994 NO. 335

A5判64頁

# 社会新報ブックレット

各500円

## 森下紀彦ほか 18闘うための AIDSと

横浜での国際会議を前に、エイズ患者の人権の擁護と闘い方を提示

90分で読む。第12回配本

連立時代の政治は一党支配時代とどこが、どう違うのかを整理した

高橋進 東大教授

## 連立時代の 政治理論

### ■既刊・好評発売中■

◆まーかいかウチナー=上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も=小畠精武ほか◆環境保全型農業へ=辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子育て=鈴木政俊・圭子◆環日本海の将来=環日本海フォーラム◆転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好◆写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円)◆カンボジアP.K.O体験記=柳原滋雄◆社会党あるいは社会的なるものの行方=吉本隆明◆政策提案型市民運動のすすめ=須田春海◆会社本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ=熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂◆リコベルタ・メンчу=上野清士◆夫婦別姓=福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのN.P.O制度=岡部一明◆ミッテランとロカルー=成沢宗男◆連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義・これからの中道民主主義=住沢博紀◆金竹小の金と権力=伊藤博敏◆創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗

### 「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります)  
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。  
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

子どものころ、トンボを素手で捉まえる方法を教わった。草や木の付け根のところを、人さし指と薬指をトンボの目の方に近づき、人さし指をトンボの目の方でクルクル回すと、トンボが指の動きにかられて目を回し、催眠術にかかつた様になる。そこを捉まると

いうのである。そう簡単には成功しないが、ふざけながら友達とよつた様になる。法は簡単である。ウナギの頭の付け根のところを、人さし指と薬指の付け根に乗せ、中指で上からしきがとれなくなる。簡単に捉まえう子どもの手の平ぐらいの足に毛の生えた川ガニがいる。これを釣私どもの地方では、ツガニといふことができるのである。

柔道の押さえ込みにも似たところがある。人間の場合は、両肩の荒廃は広がってゆく。地方自治体の長は、過疎からの脱却を何度も叫ぶが、その流れを変えることは出来ない。果して、急所をしっかりと押さえた政策の展開がなされているのだろうか。

いま村山政権にとっての最大の課題は何か。私は、景気を一刻も早く良くし、雇用の拡大をはかることと、円高を是正することだと考へている。一ドル百円以下の円相場が定着すれば、ようやく昇りかけた景気に影響し、さらには産業の空洞化が進む。かつてのアメリカの二の舞で、取り返しのつかない事になってしまいます。

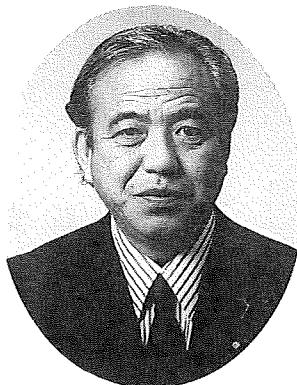
深刻に受け止め、カミソリで紙

## キュウシヨ

梶原敬義

政策審議会副会長

### 巻頭言



く試みたものだ。遠い暑い夏の思  
い出の一つだ。

小川のウナギやカニを捕りに行  
った時の事を連鎖的に思い出す。  
動き回っているウナギを素手で捉  
えられない。片手をカニが出て来る前

に、甲羅を瞬時に押さえられるよ  
うに、ごく自然なかたちで備えて  
おき、出て来たカニをす早く押さ  
えつけるが、そのまま上げようと

り上げるのもなかなか難しい。エ  
サをカニの前でチラつかせながら、  
穴の奥の方から入口まで誘い出す  
のだが、甲の半分程までしか出で  
れない。片手をカニが出て来る前

に、甲羅を瞬時に押さえなければ、ウ  
ナギと一緒にスルスルと逃げられ  
る。

動きを制すれば、動きが取れなく  
なる。急所を押さえなければ、ウ  
ナギと一緒にスルスルと逃げられ  
る。

深刻に受け止め、カミソリで紙  
を切るようなやり方ではなく、マ  
サカリで叩き切るような抜本的な  
対策こそ喫緊の課題であり、村山  
政権が長続きする道だと思う。

(かじわらけいぎ・参議院議員)

# 月刊『政策資料』

No.335号 1994年8月号

## 特集 村山連立内閣誕生

### 党声明

新たな連立政権樹立に当たつて――国民へのアピール――

### に関する確認事項

に関する合意事項（社会・さきがけ合意）

## 資料

「スポーツ振興くじ」問題への社会党の対応と見解について（案）

―付属資料―

国際司法裁判所へ提出予定の日本政府の陳述書について（談話）

平成六年度予算案に対する賛成討論（衆）

朝鮮民主主義人民共和国のIAEA脱退について

27 25 25

14

10 8 5 4

規制緩和の基本的考え方と推進体制

羽田内閣の総辞職にあたって

福祉プロジェクト報告書（閣外政策会議）

### 〔農業問題〕

一九九四年産生産者米価と農業政策の確立に関する申し入れ

平成六年産米穀の政府買入価格（試算値）について・米価関連対策（与党三党）  
談話（生産者米価決定について）

### 〔法案関係〕

「製造物責任法」・附帯決議（一二九国会で可決成立）

沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する  
音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案  
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
特別措置法案要綱

### 政策の焦点

## I 今後の税制改革の課題 II 開かれた自治体をめざして

塩原洋光  
横田昌三

57 53

52 50 46 43 42 41 39 34 33 28

# 特集

## 村山連立内閣誕生

清新・公正・透明性が確保される政治を

一九九四・六・三〇

### 党 声 明

日本社会党

村山連立内閣が誕生した。激動する政局は、一つの通常国会を三人の首相で臨んだことになる。昨年七月の衆議院総選挙によって、社会、新生、公明、日本新、民社、さきがけ、社民連、民革連の八党会派は、日本新党の細川護熙氏を首班に指名、連立内閣を誕生させた。しかし、九四年四月八日辞意を表明、直ちに非自民勢力による第二次連立政権樹立に向けた政策・政権協議が開始され、四月二七日、新生党の羽田孜氏を首班に指名した。その直後、新会派「革新」問題が明るみにて、社会党は連立政権から離脱することとなつた。六月二三日、平成六年度予算案成立後、自民党は羽田連立内閣不認決議を提出。内閣は総辞職し、六月二九日、衆参本会議は社会党の村山富市氏を首班に指名した。

1 昨日の衆参両院の首班指名選挙の結果、わが党の村山富市委員長が第八一代内閣総理大臣に指名された。党は、この村山内閣を全面的に支え、混迷する政局を安定させるとともに、人々の心を映し、清新で公正、透明性が確保される新しい政治を確立する。そして国際化時代のなかにおける日本の進路が誤りなきよう邁進する決意である。

1 新内閣の政策決定については、社会党、新党さきがけの政策協定を基礎に、連立政権に参加した自民党も加え、民主的で開かれた形での政策の合意を進める。同時に、国民からの幅の広いご意見を受けるシステムを発展させ、国民との対話を重視していただきたい。

1 新内閣は、焦眉の課題となっている円高をはじめとした経済対策に万全を期し、直面する内外の諸課題に立ち向かい、国民の皆さんに安心していただける施策を着実に

面する日米首脳会談、ナポリ・サミットなどの外交課題についても、政策の継続性を

基礎に各国との協調と調和に全力を上げる。

以上

# 新たな連立政権樹立にあたって

## — 国民へのアピール —

### 日本社会党

#### 1 新たな政権の理念

第三期連立政権は「持続する改革」を旗印に、政治改革をさらに徹底し、経済改革をはじめとする行政改革、地方分権の推進と自主財源の確保、社会福祉の充実、男女共同参画型社会の実現などに取り組む。この連立政権は憲法の尊重、世界平和と軍縮、自由主義経済、エネルギーの安定的確保などを掲げた九三年七月の「連立政権樹立に関する合意事項」と「八党派覚え書き」、および政治改革、日米友好と国際協調、安全保障、朝鮮半島問題、高齢化社会と税制改革などの重要政策課題を明記した九四年四月の「新たな政権樹立のための確認事項」とし、連立与党の誠意を持った協議のもとで、情勢の変化に対応して創造的に展開する。この基本政策のもとに平成七年度政府予算案の編成にあたる。

#### 2 政権の基本政策

新しい連立政権の基本政策は、憲法理念の尊重、世界平和と軍縮、自由主義経済、エネルギーの安定的確保などを掲げた九三年七月

の「連立政権樹立に関する合意事項」と「八党派覚え書き」、および政治改革、日米友好と国際協調、安全保障、朝鮮半島問題、高齢化社会と税制改革などの重要政策課題を明記した九四年四月の「新たな政権樹立のための確認事項」とし、連立与党の誠意を持った協議のもとで、情勢の変化に対応して創造的に展開する。この基本政策のもとに平成七年度政府予算案の編成にあたる。

#### 3 共生と連帶社会の実現

連立政権は、民意を反映させ、多様化した国民の欲求を表現しうる「生活者政治」の実現に取り組む。このため、地球規模の環境と人権を重視した内外政策を開拓するとともに、個人のライフスタイルが尊重され、安全に生きることのできる「共生と連帶社会」の実現に向けて、教育や福祉のあり方などの抜本的投资であると位置づけ、教育と人材育成を国づくりの基本とする。この認識に立って、障害者や高齢者など社会的不利益を受けがちな人々と、「ともに生きる子ども」に育てるための教育と社会の環境を整える。女性が政治・経済・社会のそれぞれの分野で、男性と平等に参加する男女共同参画型社会の実現に取り組む。

政治改革関連法案の成立で端緒を切り開いた政治改革をさらに推進し、国会や内閣、行政制度の改革をはじめ政・官・業の癒着構造の解体、政治腐敗防止策の強化による金権体质の一掃など積極的な政治改革を進め、政治に対する国民の信頼回復を図る。新政権は政治的リーダーシップを發揮して、自治と地方分権を推進するとともに、縦割り行政の弊害

除去、規制・保護行政からの脱却、情報公開制度の確立、行政監察制度の強化、特殊法人の整理・合理化など行政改革を断行する。国民的な視野から行政制度のリストラを推進するため、「行政改革委員会」を設置する。

新政権は官僚主導型の政策展開を改め、健全な政党政治の確立に努める。衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を尊重し、次の国会でこれを成立させる。衆議院正副議長でまとめられた「国会改革の提言」の具体化を促進する。

## 5 経済の改革

経済政策は公正な市場経済と自由貿易を基本とし、日本の卓越した経済力や技術の提供などによって、冷戦後の新しい国際経済秩序の形成のために、その責任と役割を積極的に分担する。新政権は日本経済を活性化させ、かつ国際社会の要請に応えるために、公共投資先行による社会資本の拡充など内需主導型経済への改革に取り組み、ゆとりと豊かさを実感できる質の高い国民生活を実現する。このため談合・カルテル体質の改善を図り、住宅、流通、通信、金融、建設などの経済分野で規制緩和を進め、開かれた市場とより自由な競争を促進する。公平と平等の確保のため、市場の自由競争を社会的に監視する国民監視機構の設置をめざす。

## 6 農業問題

二一世紀に向けての世界の食料事情と環境問題を重視し、国土の均衡ある発展と基礎的食料の自給体制をめざす。そのためガット・ウルグアイラウンドで合意された農業合意の受託に伴う事後対策については財政構造も含め、万全を期することとする。中山間地域対策を強化し、担い手の確保を図ると共に、環境保全型農業の確立と安全な食料の確保につとめる。さらに米の備蓄を行うほか「水と緑」を確保する立場から、林業と水産業を重視する。

## 7 高齢化社会への対応と税制改革

質の高い国民生活と活力ある福祉社会実現のために、雇用、年金、医療の充実をはじめ、住宅、交通、下水道の生活環境の整備を強力に推進するとともに内外価格差の解消に取り組む。介護制度の拡充やマンパワーの確保などを柱とした「福祉ビジョン」を策定し、受益と負担との関係が国民にわかりやすい年金の拡充を重視し、それに必要な財源確保において行財政改革の断行、不公平税制の是正、

わが国外交の基本とする。

わが国は日本国憲法と国連憲章の精神を尊重して、国際連合を中心とする普遍的安全保障体制をめざし、世界の平和と安全を追求する。新政権は国連が行う①調停などの平和的手段、②経済制裁などの非軍事的強制手段、③平和維持活動――に積極的に参加する。このため自衛隊とは別組織のPKO参加と国際災害救助を目的とする国際平和協力隊の常設を検討し、それに自衛隊の人員・装備・技術を委譲して、すべての海外活動は、この国際

ど欠陥税制であり、これら的是正に加え、飲食料品等の非課税化を含め、これを改廃し、間接税の税率引上げを中心とした税制改革の方向を提示し、国民の理解を求めて、今年中関連法案を成立させる。平成六年度に実施した所得税減税は、これを継続する。地方自治体の自主財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。

## 8 外交政策と安全保障

外交・防衛政策と日米関係については「八党派覚書き」の基本政策を継承し、ポスト冷戦の新しい実現を踏まえ、この基本政策の発展と改革に努める。新政権は「軍備なき世界」を人類の究極の理想に掲げ、政治的・軍事的大国主義を選択したり、核武装の意思がないことを世界に向かって発信し、これを

平和協力隊で行うことにする。

## 9 戦後五〇年と人権問題

新政権は、国連が戦後の戦勝国中心時代から質量ともに根本的に変化した現状を重視し、安全保障理事会の改革をはじめ、国際司法裁判所の拡充、経済社会理事会の充実、環境開発や人権理事会の新設など国際民主主義を基本に国連改革に向けたリーダーシップを發揮する。わが国の国連安保常任理事国入りは、国連改革の進展とアジア近隣諸国の推薦状況を勘案して冷静に判断する。

日本が国連で重要な役割を担い、さらにはアジア太平洋地域の経済開発や安全保障の推進に中心的役割を果たすためには、過去の過ちについて、関係諸国に正式な謝罪を行い、犠牲者に対しても償いを講じる必要がある。新政権は終戦五〇年の一九九五年に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議を採択するとともに、被爆者援護法制定に取り組むなど新たな日本の出発を内外に明らかにする。このため、五〇年問題について協議する機関を国会及び政府に設置する。

新政権は福祉の向上、人権の擁護と確立を国政の基本とし、これを国際協力の重要な課題として積極的に推進する。

と日本の子どもたちが、各国独自の文化の壁を越え、連帯と共生の価値観を分かち会える「子ども文化交流」を実現する。

## 10 朝鮮半島問題

新政権は朝鮮半島の非核地帯創設と核兵器開発禁止の立場から、朝鮮民主主義人民共和国に対し、国際機関の求める核查査を全面的に受け入れることを引き続き要請する。わが国は米国、韓国、中国およびロシアなど近隣諸国と協調して粘り強い対話をを行い、軍事的手段ではなく、平和的手段で解決することを基本とする。わが国は国連の一員として、国連の方針が決定された場合、この決定に基づいて、憲法の範囲内で緊急の事態に備えて、積極的に対応する。日朝国交正常化に向けて、日朝会談を再開するなどアジア太平洋地域の安全と繁栄に寄与する。

## 11 政権の構成と運営

新政権はこの「第三期連立政権の樹立に関する合意事項」に賛同する政党・会派で構成され、首相は連立与党の協議と合意に基づいて指名する。この政権は民主性、公開性を基本に国会審議や政党間の誠実な討論を通じて、政策決定過程の透明度をより高め、国民にわかりやすい政治の実現に努める。とりわけ国民生活に重大な影響を与える政策決定にあた

つては、国民の理解を求めることを重視する。

そのため政策幹事会における決定事項は、院内総務会（新設）の論議と承認に基づき、与党代表者会議に報告し、同会議で決定する。

与党党首会談を定例化し、政権の基本に係る事項などについて、協議・決定する。院内総務会は、衆参両院の連立与党の国会議員の議席の割合で構成する。



# 新たな連立政権の樹立

## に関する確認事項

日本社会党

行政の弊害除去、規制・保護行政からの脱却、情報公開制度の確立、行政監察制度の強化、特殊法人の整理・合理化など行政改革を断行する。国民的視野から行政制度のリストラを推進するため、「行政改革委員会」を設置する。官僚主導型の政策展開を改め、健全な政党政治の確立に努める。

私たちは昨年七月以来の連立政権の経験に学び、相互の信義と信赖関係を基本とした新たな連立政権の樹立を決意する。この連立政権は、民主主義と自由、公正と連帯、平和と共生の政治理念を掲げる。与党各党は、憲法の理念及び精神に沿って、山積する内外政策に取り組むとともに、政治改革、行政改革、経済改革を推進し、軍縮の促進と生活者を重視した平成七年度政府予算案編成にあたるなど、次の事項で合意する。

### 2 政治改革・行政改革

新政権は衆議院選挙区画定審議会の勧告を尊重し、関連法案を次の国会で成立させる。衆議院正副議長でまとめられた「国会改革の提言」の具体化を促進する。政治腐敗防止策を確立して金権腐敗体質を一掃し、政治への国民の信頼回復を図るとともに、参議院選挙制度の抜本改革を実現する。

第三期連立政権の基本政策は、憲法理念の尊重、世界平和と軍縮、自由主義経済、エネルギーの安定的確保などを掲げた九三年七月の「連立政権樹立に関する合意事項」と「八党派覚え書き」、および政治改革、日米友好地方分権と自治を推進するとともに、縦割り

質の高い国民生活と活力ある福祉社会実現のために、雇用、年金、医療の充実をはじめ、住宅、交通、下水道など生活環境の整備を協力で推進する。介護制度の拡充やマンパワーの確保などを柱とした「福祉ビジョン」を策定し、受益と負担の関係が国民に判りやすい年金の拡充を重視し、それに必要な財源確保に向けて不公平税制の是正、内外格差の解消を行うとともに、所得、資産、消費のバランスのとれた税体系を構築する。

現行消費税は逆進性や国庫不入（益税）など欠陥税制であり、これらは是正に加え、飲食料品等の非課税化を含め、これを改廃し、間接税の税率引上げを中心とした税制改革の方向を提示し、国民の理解を求めて、今年中に関連法案を成立させる。平成六年度に実施した所得税減税はこれを継続する。自主的な財源を新たに確保し、地方自治体の福祉充実の政策を推進する。

### 3 高齢化社会と税制改革

#### 4 経済改革

公正な自由貿易を発展させるため、経済分野での大幅な規制緩和を図り、開かれた市場とより自由な競争を促進するなど経済改革に取り組む。公平と平等を確保するため、市場の自由競争を社会的に監視する国民監視機構の設置をめざす。公共投資先行による社会資本の拡充など、内需主導型経済への転換を進めること。

#### 5 農業問題

二一世紀に向けての世界の食糧事情と環境問題を重視し、国土の均衡ある発展と基礎的食糧の自給体制をめざす。そのためガット・ウルグアイラウンドにおける農業合意に伴う事後対策については財政構造も含め、万全を期すこととする。中山間地域対策を強化し、担い手の確保を図るとともに、環境保全型農業の確立と安全な食糧の確保につとめる。さらに米の備蓄を行なうほか「水と緑」を確保する立場から、林業と水産業を重視する。

#### 6 朝鮮半島問題

新政権は朝鮮半島の非核地帯創設と核兵器開発禁止の立場から、朝鮮民主主義人民共和国に対し、国際機関の求める核查察を全面的に受け入れることを引き続き要請する。わが

国は米国、韓国、中国、及びロシアなど近隣諸国と協調して粘り強く対話を進め、軍事的手段ではなく、平和的手段で解決することを基本とする。わが国は国連の一員として、国連の方針が決定された場合、これに基づき、憲法の範囲内で緊急の事態に備え、積極的に対応する。日朝会談を再開するなど日朝国交正常化を促進し、アジア太平洋地域の安全と繁栄に寄与する。

#### 7 戦後五〇年と人権問題

新政権は戦後五〇年の一九九五年に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議を採択するとともに、被爆者援護法制定に取り組み、新しい日本の出発を内外に明らかにする。このため、戦後五〇年問題について協議する機関を国会及び政府に設置する。

福祉の向上、人権の擁護と確保を国政の基本とし、これを国際協力の課題として、積極的に推進する。

#### 8 政権の構成と運営

新政権はこの「新たな連立政権の樹立に関する確認事項」に賛同する政党・会派で構成され、首相は連立与党の協議と合意に基づいて指名する。この政権は民主性、公開性を基に国会審議や政党間の誠実な討議を通じて、

政策決定過程の透明度をより高め、国民にわかりやすい政治の実現に努める。とりわけ国民生活に重大な影響を与える政策決定にあたっては、国民の理解を求めることを重視する。

そのため、政策幹事会における決定事項は、院内総務会（新設）の論議と承認に基づき、院内総務会は、衆参両院の連立与党的国会議員の議席の割合で構成する。院内総務会は、衆参両院の連立与党的国会議員の議席の割合で構成する。

以上



## 新しい連立政権の樹立 に関する合意事項

新しく発足する連立政権は、昨年七月二九日の「連立政権に関する合意事項」及び「八党派覚え書き」を継承発展させ、以下の重点政策の実現に取り組む。

新しい連立政権は、現行憲法を尊重し、幅広い国民の支持を基盤に、生活者のための政治の実現と地球規模の環境保全と軍縮を促進する。また、新政権はこれまで進めてきた政治改革をさらに徹底し、経済改革、行財政改革、地方分権、福祉の充実、男女共同参画型社会の実現などに取り組み、政治に対する国民の信頼を築く。

新しい連立政権与党の運営については、別紙の方針で当たることとする。

### 一 政治改革の継続的推進

衆議院の選挙制度改革など政治改革関連法案に基づく制度改革を着実に実現する。このため、早期に「選挙区区割り法案」を

成立させ、十分な周知期間を置いて、次期衆議院議員選挙は新選挙制度の下で実施する。さらに、政治腐敗防止のため必要な関連法の改正を進める。

国会の役割と機能を高めるため、先に衆議院正副議長のもとでとりまとめられた「国会改革の提言」の具体化を進める。また、政策効果の評価、行政の活動状況等を把握するため立法考査局や調査室等を拡充強化する。

### 一 行政改革と地方分権の推進

縦割り行政の弊害を除去し、簡素で公正かつ透明な政府を実現する。一括採用など公務員制度を改革し、国の行政組織、権限のあり方、経済的規制のあり方を抜本的に見直し、特殊法人の整理・合理化を推進する。行政監察体制を強化するとともに、政府による規制緩和・地方分権等行政改革の

実施状況を監視するための第三者機関を設置する。また、情報公開法の早期成立を図る。

早急に地方分権基本法を制定し、国の権限の特定、国に集中している行政権限の自治体への移譲と手順、国に偏在している税財源の自治体への移管等を定める。機関委任事務は原則廃止し、補助金等は原則一般財源化を図る。広域行政については自治体の自主的な連合による行政を原則とし、国との関与を限定する。

### 一 経済改革の推進

経済政策は公正な市場経済と自由貿易を基本とし、日本の経済力や技術の提供などによって、冷戦後の新しい国際経済秩序の形成のために積極的に貢献する。新政権は、日本経済を活性化させ、かつ国際社会の要請に応えるため、生活者の立場に立って公共投資基本計画の配分の再検討、前倒し実施と増額を図ることにより、社会資本の拡充と内需主導型経済への構造改革に取り組み、ゆとりと豊かさを実感できる質の高い国民生活を実現する。談合・カルテル体質の改善を図り、内外価格差の是正、新産業創出等のため経済分野での行政規制の緩和を進め、開かれた市場と自由な競争を促進する。為替相場の安定に努める。

## 一 農林漁業振興の推進

食糧の自給と安定供給、耕地と山林、沿岸の有効活用や環境保全など農林漁業の多面的役割を重視した政策を展開する。特に、ガット・ウルグアイラウンドの合意を踏まえ、生産、流通、販売の分野に市場原理の機能を活かしつつ、農業再生のために新しい総合計画を策定し、必要な財源を確保して、基盤整備及び中山間地域対策の強化、農山漁村地域の振興を図る。また、環境保全型農業の確立と安全な食糧の確保に努める。

## 一 高齢社会と税制改革

二世紀の少子・高齢社会に向けて、高齢者介護や子育てなどの支援体制の確立、基礎年金の改革等年金制度の拡充を図るなど、福祉プログラムを推進する。

このため必要な財源の確保に向けて、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を構築する税制改革の前提として、行財政改革を断行するとともに、不公平税制を是正し、税の使い道に関する国民の信頼を取り戻す。課税最低限の引上げと併せ、中堅所得層を中心とした税率構造の改善を柱として所得税・住民税減税を継続する。また、現行の消費税の逆進性や国庫不入（益税）

などの欠陥を是正する。そのうえで、行政改革による財政効果、高齢社会に必要な財政負担、間接税の税率引上げなど、現行消費税の改廃を含む総合的改革案を提示し、国民の理解を求めて、今年中に関連法案を成立させるよう努力する。併せて、地方自治体の自主税財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。

## 一 外交・安全保障・国連改革

わが国は軍事大国化の道を歩まず、核武装の意思がないことを世界に向かって発信し、これをわが国外交の基本とする。自衛隊と日米安全保障条約を維持し、近隣諸国間の信頼醸成活動に力をいれつつ軍縮を進めること。日本国憲法は、国連による普遍的安全保障を理念としていることを認識し、世界の平和とわが国の安全保障を確保するため、国連の平和維持活動に積極的に参加する。国連の平和維持活動（PKO）については、PKO派遣原則のもと、憲法の範囲内で協力する。

わが国は、地域環境の保全、人権等人類の共存に関わる地球規模の問題の解決への取り組みを通じ、軍事力に頼ることなく世界の平和と共に貢献する「共存への貢献」を重視する。

新政権は、日本国憲法の理念を踏まえて

国連の改革に努力し、国連を中心とした世界の平和秩序の構築を目指す。常任理事国入りについては、わが国は背伸びをせず、国連改革の進展、アジア近隣諸国の推薦状況と国民的合意を踏まえて、慎重に対処する。

## 一 戰後五〇年と国際平和

新政権は、戦後五〇年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に取り組む。このため、戦後五〇年問題について協議する機関を国会および政府に設置する。戦後五〇年を記念して平和のための国際貢献に役立つ記念行事を行う。

## 一 朝鮮民主主義人民共和国の核開発への対応

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核開発問題については、朝鮮半島とわが国の歴史的な深い関わりと将来の友好関係の形成を念頭において対応する。北朝鮮と米国の高官協議、南北首脳会談が再開されることを歓迎し、ねばり強い交渉により、IAEAによる核査察が完全実施され、北朝鮮が核開発を完全に放棄するようわが国も国連等の場で積極的な外交努力を展開する。

この問題の解決にあたっては、米国、韓国

と緊密な協議を行うとともに、北朝鮮と国境を接する中国、ロシア共和国などアジア諸国との連携を重視する。北朝鮮が再度、核查察を拒否し、国連安保理で決議が行われた場合は、日本はその趣旨に従い、憲法の範囲内で可能な限りでの措置を行ふ。

### 一 教育の充実と男女共生社会の創造

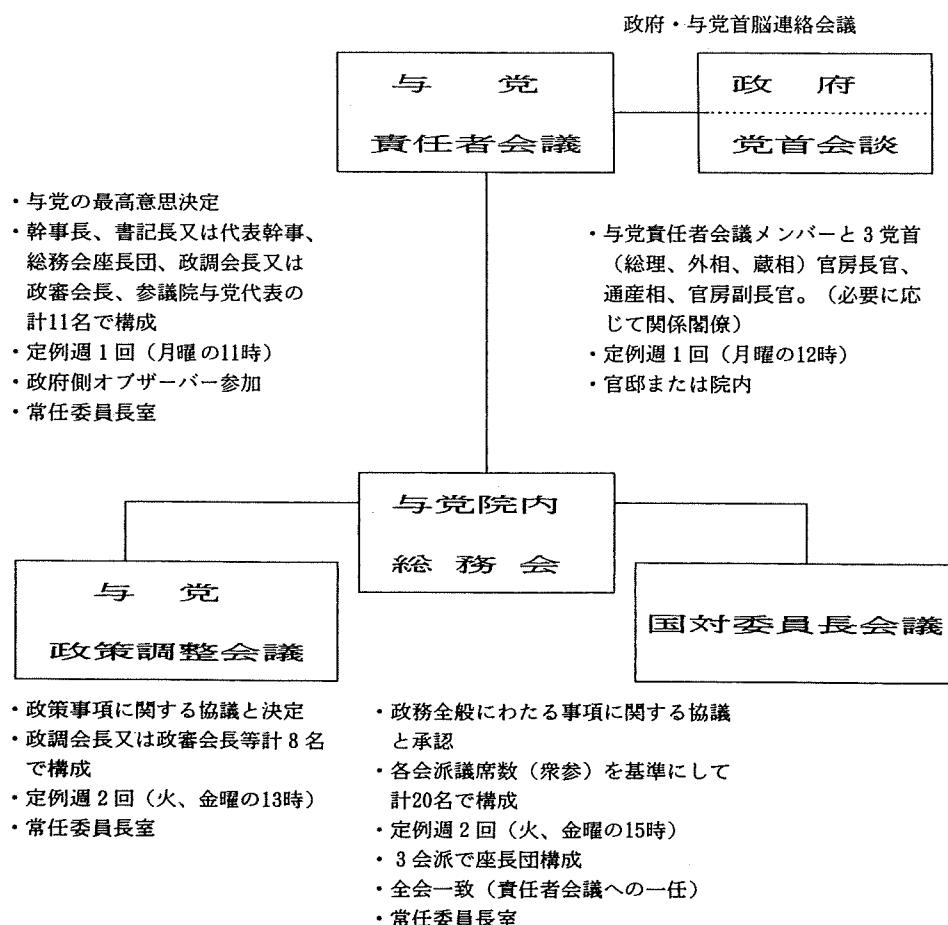
教育は、国づくりの基本であり、日本の将来はあらゆる分野に優れた人材を得ることができるかどうかにかかっている。教育在未来への先行投資と位置づけ、男女が共同で参加し、個性豊かに充実した人生を送れる社会の実現をめざす。

〔別紙〕

### 一 連立政権与党の運営

新政権は、政策決定の民主性、公開性を確保し、政党間の民主的な討論を通じて、政策決定過程の透明度をより高め、国民にわかりやすい政治の実現に努める。このため与党の政策決定・意思決定について、政策幹事会で審議の上、与党院内総務会の論議と承認に基づき、与党最高意思決定會議で決定する。与党首会談を定例化し、政権の基本に係わる事項等について、協議・決定する。

## 村山連立政権与党意思決定機構



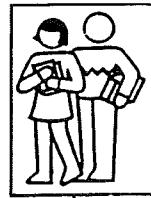
# 村山連立内閣の顔ぶれ

1994年6月30日発足

<b>総理</b>	村山 富市 70 社会党 党委員長・園田国対委員長・衆院予算委理事・大分県議△明大専=衆⑦大分1区		略歴冒頭の太字は所属党派。肩書きは組閣時、園の後は過去の経歴。△の後は、丸囲み数字が当選回数、さらに直近の選挙での選挙区名。
<b>外務</b>	河野 洋平 57 自民党 党総裁公官房長官・科学技術庁長官・新自ク代表△早大=衆⑩神奈川5区		<b>建設</b> 野坂 浩賢 69 社会党 党国対委員長・全日農会長・衆院予算委理事△法大専=衆⑦鳥取全県区
<b>法務</b>	前田 獢男 51 自民党 参院建設委員長・園田副幹事長・通産政務次官△慶大=参④和歌山選挙区		<b>自治</b> 野中 広務 68 自民党 衆院予算委理事・園田総務局長・府副知事△旧閣部中=衆⑥京都2区
<b>大蔵</b>	武村 正義 59 さきかけ 党代表園官房長官・知事・自治省調査官△東大=衆③滋賀全県区		<b>官房</b> 五十嵐 広三 68 社会党 园建設相・党自治体局長・旭川市長△旧旭川商校=衆⑤北海道2区
<b>文部</b>	与謝野 馨 55 自民党 党広報委員長・園衆院議院運営委員長・通産政務次官△東大=衆⑥東京1区		<b>総務</b> 山口 鶴男 68 社会党 衆院予算委員長・園書記長・群馬県教組書記長△旧桐生工専=衆①群馬3区
<b>厚生</b>	井出 正一 55 さきかけ 党総務会長・衆院工商委員長・経企政務次官△慶大=衆③長野2区		<b>北海道・沖縄</b> 小里 貞利 63 自民党 党国対委員長・園労相・党総務局長・県議△加治木高=衆⑥鹿児島2区
<b>農林水産</b>	大河原太一郎 72 自民党 党参院政策会長・園副幹事長・農水事務次官△東大=衆③比例区		<b>防衛</b> 玉沢 徳一郎 56 自民党 衆院消費者問題特別委員長・園農水政務次官△早大=衆⑥岩手1区
<b>通産</b>	橋本 龍太郎 56 自民党 党政務調査会長・園政相・党幹事長・運輸相・厚相△慶大=衆⑪岡山2区		<b>経済企画</b> 高村 正彦 52 自民党 党副幹事長・園大蔵政務次官・弁護士△中大=衆⑥山口2区
<b>運輸</b>	龜井 静香 57 自民党 党副幹事長・園運輸政務次官・警察庁理事官△東大=衆⑩広島3区		<b>科学技術</b> 田中 真紀子 50 自民党 党文教局次長・越後交通副社長△早大=衆①新潟3区
<b>郵政</b>	大出 俊 72 社会党 党副委員長・園党国対委員長・総評副議長△通信官吏練習所=衆⑪神奈川4区		<b>環境</b> 桜井 新 61 自民党 党副幹事長・園党政調副会長・国土政務次官△早大=衆⑥新潟3区
<b>労働</b>	浜本 万三 73 社会党 党参院議員会長・園参院社労委員長・参院建設委員長△向東高小=参③広島選挙区		<b>国土</b> 小沢 潔 66 自民党 党総務院衆院科学技術委員長・郵政政務次官・都議△旧国立中=衆⑥東京7区

(94・7・1 朝日新聞より)

# 資料



## 「スポーツ振興くじ」解説

スポーツ振興くじ（通称「サッカーランチ」）の導入については、スポーツ議員連盟プロジェクトチームにおいて、わが党も参加した上で慎重な検討が行なわれてきたが、五月十九日にその検討結果が「大綱案」としてまとまった。

社会党文教部会は、五月二六日の部会で、国庫納付制度について引き続き検討を行うとした上で、「大綱案」に基づき法案化作業に入ることを了承し、経過について政審役員会、政務委員会及び正副部会長会議に報告を行なった。スポーツ議員連盟では今国会への法案提出も検討されたが、社会党は党内の合意形成や国民的な理解を得るために慎重審議を求め、その結果、今国会への法案提出は見送られることになった。

スポーツ議員連盟は、現在、日本PTA全国協議会をはじめとする各種団体との意見交換を進めている。社会党としても、次期国会にむけて国民的な合意形成を図りつつ、よりよい内容で法案化されるよう、引き続き文教部会での取り組みを進めていく。

以下、社会党文教部会のこれまでの対応（五月二六日の部会提出資料）と、スポーツ議員連盟がまとめた「大綱案」及び「スポーツ振興政策」を資料として掲載する。

一九九四・五・二六

## 「スポーツ振興くじ」問題への

### 社会党の対応と見解について（案）

日本社会党文教部会

1 スポーツ振興くじ（仮称）については、超党派のスポーツ議員連盟（桜内義雄会長）プロジェクトチーム（以下プロジェクト）において、昨年一月より一〇回にわたる検討を行ってきたが、この度、プロジェクトとしての検討結果がまとまった。すなわち、これから日本の日本がめざすべきスポーツ振興政策について取りまとめた「スポーツの構造改革－生活に潤い、メダルに挑戦」と、「『スポーツ振興くじ』制度の考え方について」の大綱案である。

この件に関する社会党文教部会のこれまでの対応と、大綱案についての見解は以下の通りである。

2 トトカルチヨ問題に対する従来の社会党の見解としては、昨年五月に文化・スポーツ政策調査会が総合政策調査会に提出した見解案がある。この見解では、くじの健全性や教育的見地からの懸念や、総合スポーツ振興計画と資金計画やくじによる収入の配分計画が明



確になつていなかつたの觀点から、安易な導入には慎重な姿勢を示してきた。

らの構造改革を迫るものと言える。

3 しかし、文教部会としては、他の連立与党（当時）が基本的にくじ導入に積極的であることから、入り口の段階で拒否するのではなく、十分な論議を行うことで拙速な導入を避け、懸念される問題点をクリアしていくことが与党第一党としての責任を果たすことであるとの立場から、プロジェクトの議論に積極的に参加していくことにした。プロジェクトのメンバーは当初六人（各党一名）の予定であつたが、幅広い視点からの論議が必要との社会党的主張が受け入れられ、女性を含む一六名に拡大された。わが党からも三名がプロジェクトのメンバーとなり、このメンバーを通じて、部会内の論議をプロジェクトへ反映させることを目指し、この間対応してきたところである。

4 社会党的主張の第一のポイントは、「まずスポーツ振興くじありき」の立場にたつではなく、日本のスポーツ振興政策として何をめざすのか、そしてそれを実現するための財源をどのようにして確保するのかを明らかにすることである。そのため、今回の検討にあたっては、自民党政権時代に検討されてきた論議を一度白紙に戻し、最初から論議するとの合意から出発した。われわれが、このことをいかに重視したかは、一〇回にわたるプロジェクトの検討のうち八回までを、スポーツ振興政策とそのための財源確保方策についてあてたことに示されている。

この検討結果としてまとめられたものが、「スポーツの構造改革－生活に潤い、メダルに挑戦」である。この構想は、地域に根ざしたスポーツ振興を最大の柱とし、地域スポーツクラブの整備や指導者の養成・育成などを重視しており、従来の学校体育中心の施策か

5 こうした構想を実現するためには、既存財源の一層の充実に努めるのは当然であるが、それだけでは限界があり、新たな財源の開拓を行うことが必要である。今回の「スポーツ振興くじ」制度導入は、こうした検討を踏まえての提案である。

もとより、「スポーツ振興くじ」の導入によって、既存財源が削減されたり、国の責任が軽減されるものではないことは言うまでもない。昭和三六年に制定されたスポーツ振興法では、第三条で「国及び地方公共団体は、……ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」と明記されており、スポーツ振興法の抜本的な見直しも必要である。この点は、プロジェクトでも中長期的な検討課題として確認されている。

6 「スポーツ振興くじ」制度は、スポーツ振興のための資金、とりわけプロジェクトでまとめたスポーツ振興政策の実現を図ることを目的に検討されてきたものであり、収益の使途は、この目的にそよう、適切に運用されるべきである。

そこで、われわれが主張した第二の点は、運営や資金の配分にあたって公正さ、透明性を確保するため、厳正なチェックシステムを構築することである。そのため社会党は、①特殊法人内部の自己チェック、國の指導・監督、國の審議会によるチェックという三重のチェックシステム、②國の審議会の抜本的な改組、充実、③運営や助成に係わる情報公開の義務づけを強く主張したが、これらはいずれも大綱の中に明記されている。特に、情報公開の原則は、既存の公営競技にはない規定であり、委員会質疑などと併用することにより、公正、透明な資金配分を担保するための武器として、有効に活

用させていくことが可能になると思われる。

一九九四・五・一九

7 ギャンブルではないかと懸念も寄せられているが、スポーツ振興くじは、「スポーツ振興のための寄付+夢+知的ゲーム」としての性格を持つものとして構想されたものである。そのため、①売上に占める当選金の割合を二分の一を上回らないものとする、②当選確率を百万分の一定程度の低い水準とする、③競技場では販売しないなど、射幸心をあおらない配慮がなされており、むしろ宝くじのイメージに近いと言える。

また、青少年が当選金を入手することの教育問題等に配慮して、青少年の購入を制限することにしている。

8 このように、大綱案は、社会党が論議に加わることによって、党の主張が反映されたものになっており、昨年の党見解で示された懸念は概ね解消されるものと思われる。

法案化にあたっては、この趣旨が十分に活かされるよう努めるとともに、法律の文言として盛り込みにくいものは、委員会審議の中で補つていきたいと考えている。

あわせて、公聴会などにより国民の意見を幅広く聞く機会を設け、また公報活動の推進により、国民の理解が得られるよう努めることにより、「スポーツ振興くじ」が、健全な国民的娯楽として定着していくことを期待したい。

## 「スポーツ振興くじ」制度の考え方について（案） （スポーツ議院連盟プロジェクトチームにおける検討結果の大綱）

### I スポーツ振興くじの目的、性格について

1 スポーツ振興のための資金を確保するための制度とする。

2 「寄付+夢+知的ゲーム」としての性格を持つ制度とする。  
3 公正さ・透明性が確保された、明るいイメージで国民に理解されるものとする。

### II 実施体制について

#### 1 実施機関について

(1) スポーツ振興に実績のある特殊法人（日本体育・学校健康センター）を実施機関とする。

(2) 日本体育・学校健康センター（以下「センター」と言う。）は、スポーツくじ発売に関する基幹的な業務（投票券の仕様の決定、対象試合の指定、当せん券の決定、当せん金額の決定等）及び収益によるスポーツ振興のための助成の業務を自ら実施する。

(3) センターは、適切な事業機関に業務の一部（例えば、くじの印刷・発行、売上金の回収など実施者としての判断を要しない大量・定型的業務）を委託する。

(4) 事業機関として、大量・定型的業務を適切に実施できるだけの技術力、財政力を備えた財団法人を新設し、法律の規定に基づき指定する。

その際、事業機関に対する監督のために、必要な規定を設け



る。

- (5) スポーツ振興くじの販売、当せん金の払戻は、全国的な広がりを持ち、信用のおける機関（金融機関等）に再委託する。

## 2 運営、助成に対するチェックシステムについて

- (1) 制度の公正さ、透明性を十二分に確保するため、厳正なチェックシステムを構築する。
- (2) このため、

- ①特殊法人の自己チェック（スポーツ界の自主性を尊重し、第三者による審査の機関を特殊法人内部に設ける。）

- ②国の指導・監督（文部大臣の認可等）

- ③国の審議会による審査（公正な第三者によるチェック）による多段階のチェックシステムを設ける。

- (3) 審査を担当する保健体育審議会については、十分なチェックが可能となるよう、抜本的な改組、充実を行う。

- (4) 運営や助成に係る情報については、その公開に努めなければならぬ。

## 3 Jリーグに対する規制について

- (1) 本制度の前提となるJリーグの試合が、公正かつ円滑に行わることへの国民の要請が、一層強まる。

- (2) 他方、Jリーグはスポーツ団体であり、自主的な運営、管理が基本である。

- (3) このことから、Jリーグを法律による指定法人とし、試合の公正かつ円滑な実施の観点から、必要最小限度の規制を課することとする。

## III 運営方法について

### 1 いたずらに射幸心をあおらない配慮について

- (1) 売上に占める当せん金の割合は、1/2を上回らないものとする。

- この場合、この制度が寄付的性格を有することを十分考慮し、運営に当たるものとする。

- (2) 当せん金には、所得税を課さないものとする。

- 当せん確率を、百万分の一程度の低い率とする。

- (3) 年間販売回数は、Jリーグの年間開催節の数を上回らない程度とする。

- (4) 試合当日には販売せず、販売期間は、試合前の一週間程度とする。

- (5) 当せん金については、国民に「夢」を与える程度の最高限度額（現行水準で1~2億円程度）を設ける。

- (6) 最高限度額を上回る部分の当せん金については、次回の当せん金に繰り入れるものとする。

- 当選者がいなかつた場合も、同様とする。

- (7) 投票方法は、上記(2)程度の当せん確率となるよう、Jリーグの試合数と勝ち負けなどその結果のパターンと組み合わせ、対象試合のすべての結果について予想するものとする。（図1参考照）

- (8) 対象試合の結果がすべて合致したものを一等当せんとする。また、一試合のみ合致しなかつたものについても一等当せんとして、当せん金を配分する。

### 2 青少年への販売の取扱について

- (1) 青少年が当せん金を入手することの教育的問題等に配慮して、青少年の購入を制限することが適当である。

- (2) 制限の対象としては、青少年の発達状況、社会環境、法規制の遵守等を考え、一八歳以下とする。

### 3 くじの販売場所について

(1) 競技場での販売は行わない。

(2) 多くの国民が、容易にかつ安心して購入できるよう販売場所を設定する。

益目的に充てることが適当である。

(3) その場合、本制度がスポーツ振興のために資金を確保するために創設するものであることから、スポーツ振興に直接使用する場合と国庫納付の割合は、同等とする。

#### 4 くじの価格について

(1) 国民が手軽に購入できるよう、一枚100円～300円程度とする。

### IV 収益の使途について

#### 1 スポーツの振興

(1) 本制度創設の趣旨から、その収益については、スポーツの振興のための資金に充て、本プロジェクトチームで取り纏めた「スポーツ振興政策」（スポーツの構造改革――生活に潤い、メダルに挑戦――）の実現を図るものとする。

(2) その収益による助成等は、公正かつ公明性に配慮するとともに、スポーツ団体の自主性等も尊重して、実施主体であるセンターが行うものとする。

その際、継続的かつ安定的な援助が必要であってスポーツ振興基金による助成がふさわしいものに対応するため、スポーツ振興基金への繰入も行う。

(3) 助成の対象は、スポーツ施設を設置・運営したり地域住民のためのスポーツ事業などを行つ各種の公益的なスポーツ団体等とする。

#### 2 国庫納付

(1) 本制度が、国の制度として創設され、広く国民各層が購入するといった、社会的に大きな広がりの中で実施されることを踏まえ、国庫納付制度を設けるものとする。

(2) この場合、国庫納付の使途としては、教育・文化の振興、環境の保全、青少年の健全な育成、スポーツの国際交流などの公

### V その他

#### 1 本制度に対する国民の理解を深めるための措置等について

(1) 本制度が我が国のスポーツ振興にとって極めて重要な役割を有するものであることなどについて、国民の理解を深めるよう努める。

(2) 本制度の運用について、社会情勢の変化等に対応して、必要に応じ見直すよう努める。



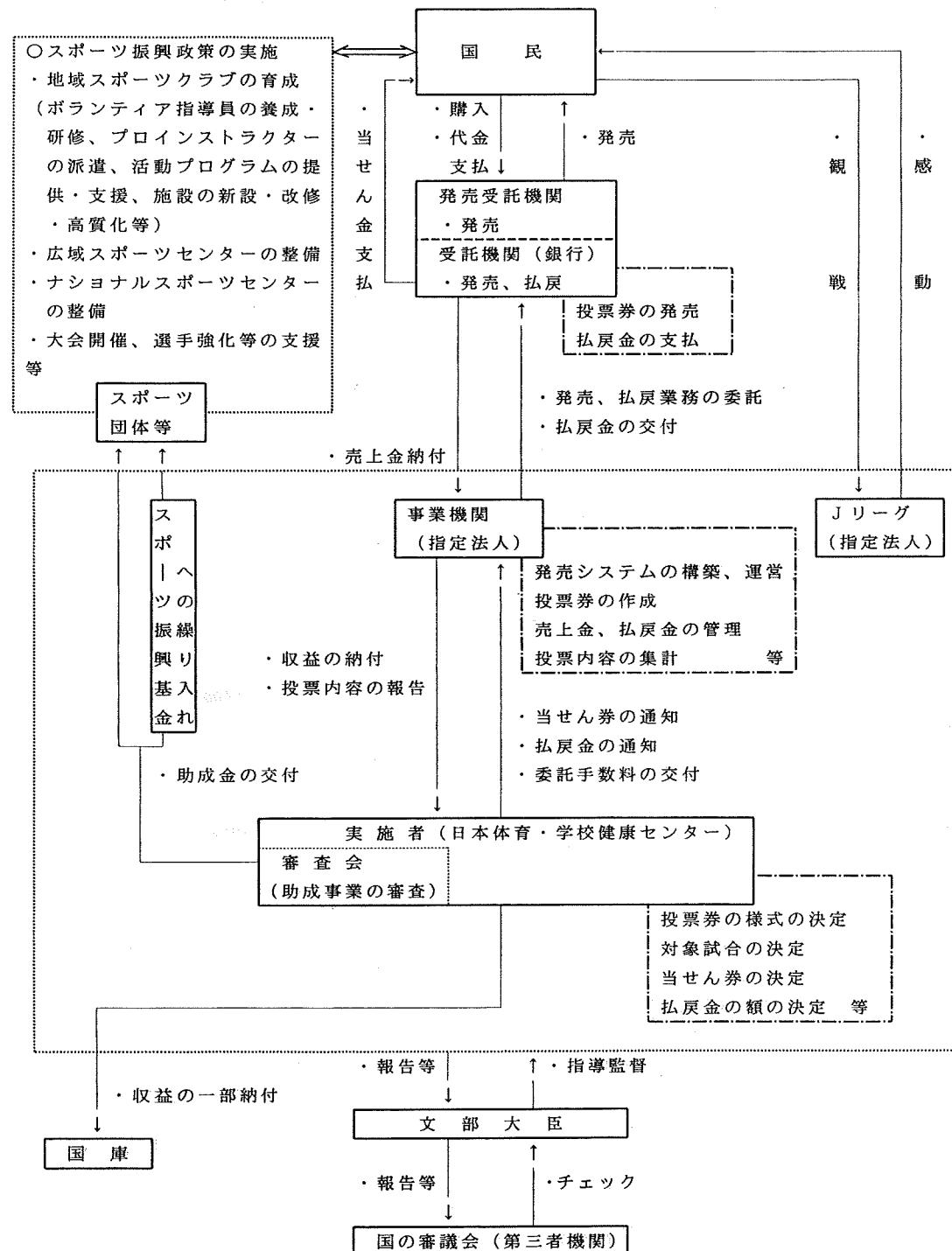
図1 「スポーツ振興くじ」の投票のイメージ

試合の組合せ (n)	結果のバリエーション (a)	時間内でのホームチームの勝ち	時間内でのホームチームの負け	延長、又はPK戦による決着
第一節	① A 対 B	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② C 対 D	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ E 対 F	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	④ G 対 H	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ I 対 J	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ K 対 L	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第二節	① A 対 D	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② B 対 K	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	③ C 対 F	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ E 対 H	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑤ G 対 J	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ I 対 L	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)

- 1) 投票者は、それぞれの試合について、その結果を予想する。予想が果と合致したものが当せん、1試合のみ合致しなかったものが2等当
- 2) 当せん確率は、〔結果のバリエーション数(a)〕を〔試合の組み合わせ数(a^n)〕とする。上記の場合、当せん確率は約53万分の1。
- 3) 結果のバリエーションは、例えば、①時間内でのホームチームの勝でのホームチームの負け、③延長戦での決着、④延長戦後PK戦でのば4通りとなる。その場合、当選確率は、約1,678万分の1となる。

## ○スポーツ振興くじのシステム概念図



## スポーツの構造改革 — 生活に潤い、メダルに挑戦 —

### — スポーツ議員連盟プロジェクトチーム

#### スポーツ振興政策（案）—

スポーツ議員連盟プロジェクトチームでは、平成五年一月以来、スポーツ振興政策について、関係団体・有識者からのヒアリング、関係各党におけるスポーツ政策の研究を含め、鋭意検討を進めてきたが、このたび「スポーツの構造改革 — 生活に潤い、メダルに挑戦 —」としてとりまとめたので、報告する。

戦後五〇年を迎えるとして、我が国スポーツの現状は、施設整備や競技水準などの面ではそれなりに向上してきているといえよう。しかし、好きな時に好きなスポーツを快適に行いたいとの視点から見ると、「経済大国」とまでいわれるようになつた経済の発展に比べ、その現状はあまりにも貧困であるといわざるをえない。

今日国民からは、国政全般にわたりゆとりある生活の実現が強く求められている。スポーツの振興は、正にその声に応えるものであり、抜本的にその構造を改革していかなければならない。我々スポーツ議員連盟プロジェクトチームが、今回スポーツ振興政策をとりまとめた理由もそこにある。

### I スポーツの意義

スポーツは、心身ともにすこやかな人間を育て、明るく豊かで活

力ある社会をつくる、大切な人類共通の文化である。

都市化が進み、生活が便利になるにつれ、からだを動かす機会が減少する一方、余暇が増大し、学校五日制が始まり、スポーツを行つたり、見たりするゆとりの時代を迎へつた。

スポーツは、「する達成感」、「見る感動」、「共に語る喜び」を人々に与えるものであり、

- ・子どもから高齢者までの多くの人々に爽快感、達成感、連帯感を与える、健康の保持・増進、体力の向上などに役立つとともに、プロスポーツなどの「見るスポーツ」が多くの国民に感動や楽しみを与える。

など、生活に潤いと活力を与え、明るく豊かな国民生活を実現する上で、その意義をますます高めている。

### II スポーツ振興の課題

- ・誰もが手軽にスポーツを楽しめる環境を創造し、生活に潤いを持たせ、地域を活性化
  - ・トップレベルのスポーツ選手の活躍のための条件を整備し、メダルへの挑戦を支援
  - ・オリンピック大会に象徴されるような、スポーツ団体の自発的な国際的スポーツ活動の積極的な推進
- これらの課題に積極的にこたえていくことこそ、スポーツの構造を、時代の要請に合つたものとして改革していく（スポーツの構造改革）ことにほかならない。
- 1 — 生活に潤いを持たせ地域の活性化を — 誰もが手軽にスポーツに親しめる環境の創造
- ・コミュニティにおける住民のスポーツ機会を確保するため、住民参加による地域スポーツクラブの育成を推進
  - ・子どもたちのスポーツの機会を、学校から地域クラブまで多様

なものに

- ・地方公共団体の自主性の下に、地域の多様なスポーツ活動を推進

## 2 一メダルへの挑戦 —トップレベルのスポーツ選手の活躍

- ・トップレベルの選手の躍動する姿は、人々に深い感動を与え、日本選手の活躍に対する国民の期待は大きい

- ・JOCを中心とした選手強化活動の推進が期待される

- ・「商業主義」などスポーツをめぐる問題に対する適切な対応

- ・アマチュアリズムの変容の中で、いわゆるプロ・アマ問題への今日的対応

## 3 一国際的スポーツ活動の推進 —スポーツ団体間の自主的な交流の支援

- ・オリンピックなどスポーツ団体が自主的に行う国際的スポーツ活動が活発化

- ・スポーツ発展途上国のスポーツ団体は、JOCや日本体育協会など我が国のスポーツ団体にスポーツ振興のための支援を求めている

- ・スポーツ団体が行う交流活動は、今後の民間外交の在り方としても、自主性を尊重し、積極的に支援

### III 推進すべき政策課題

これらの諸課題に積極的に対応するため、次のような施策を総合的に推進する。

#### 1 誰もが地域でスポーツに親しめる環境の創造

- (1) 中学校区程度を単位としたコミュニティーにおけるスポーツ環境の整備

- ① コミュニティにおける住民参加のスポーツクラブの設置、

- 活動の活性化

a スポーツクラブの積極的な活動による、子どもから高齢者、障害者まで視野にいれた新しいまちづくり

b 「一村一スポーツ」など、地域からの発信による創意あるスポーツ活動の推進

c 地域の特性や一人一人の体力に応じた新しいスポーツ種目の創造

d 文化振興など関連する施策とスポーツ振興施策の一体的な推進

e コミュニティースポーツ施設の量的・質的充実

f スポーツクラブの活動状況や住民のニーズに合ったスポーツ施設の整備

g アクセス、料金、開館時間など、利用しやすい運営と民間のノウハウの活用

h スポーツ施設のグレードアップ（クラブハウス、夜間照明などの整備）

i 学校、大学、企業のスポーツ施設の開放の促進

j 会員制のスポーツクラブの振興

k ボランティアの生涯スポーツ指導者（スポーツインストラクター）の量的・質的充実と必要経費の支援

l 一人一人の体力に応じたメニュー作りなどをを行うスポーツプログラマーの養成・確保

m スポーツ指導者資格認定制度の拡大・充実

n 広域スポーツセンターは、広域市町村圏程度を単位とする

o スポーツ活動の中核的施設として、コミニティーのスポーツ活動を総合的に支援する機関）の設置

p 広域スポーツセンターは、広域市町村圏程度を単位とする

q スポーツ活動を総合的に支援

② 広域スポーツセンターは

a 総合的なスポーツ施設、トレーニング施設を配置

b プロインストラクター（プロの生涯スポーツ指導者）を置き、圏内市町村へ派遣してスポーツ活動を指導・支援

c 地域スポーツクラブの活動プログラムの提供

d コミュニティースポーツ指導者の養成・研修

e スポーツ大会の開催

f 「スポーツ情報バンク」を設置して施設、指導者などのスポーツ情報を収集・提供

などを実施

③ さらに、プロコーチを置き、圏内のジュニア選手を中心とした強化活動など一貫した指導に取り組む

2 トップレベル選手の競技力向上のための環境の整備

(1) トップレベルの選手のスポーツ活動の意義

① トップレベルのスポーツ選手の活動には、高度の芸術、学術研究に匹敵する文化的価値があり、人々は深く感動

② また、スポーツを見る人々の間に一体感を醸成

(2) 「ナショナルスポーツセンター」（我が国のスポーツ振興の中核的機関）の設置

① ナショナルスポーツセンターは、競技スポーツ、生涯スポーツ両面にわたるスポーツ振興の中核的機能を備えた機関として設置

② ナショナルスポーツセンターは

a 高度の総合的なスポーツ施設、トレーニング施設を設置

b コーチ等充実したスタッフを配置

c ナショナルチームを中心とした選手強化活動の拠点機能（「ナショナルトレーニングセンター」としての機能）を発揮

③ また、全国の広域スポーツセンターの活動を指導・援助し、

生涯スポーツの振興も図る

④ さらに、ナショナルコーチスクールと連携・協力し、選手強化活動などを効果的に推進

① 「ナショナルコーチスクール」の設置

② ナショナルコーチスクールは、プロコーチ・プロインストラクターなど、我が国トップレベルのスポーツ指導者の養成・研修機関として設置

③ 「ナショナルコーチスクール」は、ナショナルコーチ・プロインストラクターを養成・研修機関として設置

④ ナショナルコーチスクールは

a プロコーチ・プロインストラクターを養成・研修機関として設置

b プロコーチ・プロインストラクターを養成・研修機関として設置

③ また、ナショナルスポーツセンター、広域スポーツセンターと連携・協力し、スポーツ指導者のレベルアップなどを推進

④ さらに、ナショナルコーチスクールで養成したプロコーチ・プロインストラクターを、ナショナルスポーツセンター、広域スポーツセンター、競技団体などへ積極的に配置

⑤ 国際級スポーツ施設の整備

① 10万人収容規模の競技場

② サッカー、ラグビーの球技場など種目別の専用施設

③ プロ・アマ交流によりスポーツ技術などを向上

④ プロスポーツの健全な発展に対する支援

⑤ プロ・アマ交流によりスポーツ技術などを向上

⑥ スポーツ団体が自主的に行う国際的スポーツ活動の支援

⑦ スポーツ団体が自主的に行う国際的活動を、生涯

⑧ スポーツや留学生の受け入れも含め、幅広く推進

⑨ 環境問題、簡素な運営などに配慮しながら、スポーツ団体が

我が国で開催する国際的なスポーツ大会を支援

- (3) スポーツ振興のためスポーツ団体が自主的に実施するナショナルスポーツセンターでのコーチ・選手の受け入れ・強化を含めた発展途上国のスポーツ団体に対する支援・協力を推進
- (4) 国際級スポーツ施設の整備

#### 4 生涯スポーツ、競技スポーツを通じて推進すべき事項

- (1) スポーツ振興基金を一層充実するため、資金量を抜本的に拡充

- (1) スポーツ団体が行う生涯スポーツの普及、選手強化の推進、組織の充実などへの支援の一層の充実
- (2) スポーツ科学研究への支援など

- (2) 我が国のスポーツの健全な発展にとって不可欠であるスポーツ科学研究（運動生理学、スポーツ心理学など）を推進
- (1) スポーツ科学センター（仮称）の設置を推進
- (2) 保険制度の充実、スポーツドクターの養成・確保などスポーツ事故・障害の予防などの対応を整備

- (3) スポーツが果たす社会的な役割的重要性に見合った社会的評価の確立

- (1) 「スポーツ院」を創設し、スポーツの振興に顕著な功績をあげた者の顕彰などを実施

#### IV 必要な財源の確保

- 1 「III 推進すべき政策課題」には、施策の性格などから、既存財源を一層充実して対応することが適当なものと、新規財源で対応することが適當なものがある。例えば、
- (1) 地域のスポーツ活動に密着した事業であるコミュニティースポーツ施設や地域スポーツクラブの育成などは、市町村の自主的な方向性を尊重しながら、主として既存財源の一層の充

実により対応することが適當

- (2) 広域スポーツセンター、ナショナルスポーツセンターの設置、国際級スポーツ施設の整備、スポーツ振興基金の充実などについては、全国的な視野から施策の推進を図る必要があり、また、既存財源による対応は困難であることから、新たな財源で対応することが適當

#### 2 今回的新たなスポーツ振興政策を実現するためには、一定の財源が安定して確保される必要がある。

このため、当プロジェクトチームは、既存財源の一層の充実に努めることはもとよりであるが、新たな財源の開拓が必要と考えてスポーツ募金の創設などについても検討を行った。

しかし、なお相当規模の財源確保が必要なことから、別途示したような「スポーツ振興くじ」制度の導入が必要との結論に達した。

#### V 中長期的視点で検討すべき課題

以上の施策のほか、以下の諸課題については、対応方向の研究、関係する機関との調整なども含め、中長期的な視点で検討する必要がある。

- (1) スポーツ振興に関する関係省庁の施策の総合化
- (2) スポーツに関する行政機関の強化（スポーツ省（スポーツ庁）の設置）
- (3) 国民体育大会等の在り方の見直し
- (4) スポーツ振興法の抜本的な見直し

一九九四・六・七

## 国際司法裁判所へ提出予定の

### 日本政府の陳述書について（談話）

日本社会党委員長  
村山富市

1 政府は、国際司法裁判所（I C J）あてに、「核兵器の使用は、今日の実定国際法に違反するとまでは言えない」との意見陳述書を用意しているが、この陳情書は、国際法に違反し、人道主義に反するものであり、社会党は再検討を強く求める。

1 核兵器を使用することの違法性は、既存の国際条約に照らしても明らかである。例えば、ヘーブ陸戦条約（一九〇七年）、ジュネーブ条約第一議定書（一九七七年）、国連総会での「核兵器使用禁止決議」（一九六一年）に示されるように、核兵器が非戦闘員を含む、無差別・大量殺戮兵器であり、人道上使用されはならないとされている。

1 社会主義インターナショナルは、五月の東京理事会において、「各國政府は、核兵器使用は国際法に合致しないとの見解を国際司法裁判所へ送付すべきである」「一九六一年以来、国連総会は、国連憲章に違反し、人類に対する犯罪であると宣言してきた」との決議を採択している。これは、国際社会の世論を象徴したものであり、政府はこの認識にたつべきである。

1 政府の陳述書は、広島、長崎への原爆投下で、今日なお苦しみの中に生きる被爆者と、核兵器廃絶を求める国民感情を逆なでしたものである。また、朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑問題をはじめ、核拡散問題が国際的争点になっている時、日本が核問題に消極的であることは、日本外交の正当性が著しく損なわれることになる。

政府は、「日本は核武装をしない」という強い意志を世界に向かって表明し、地球規模の核軍縮や核兵器の廃絶を、日本外交の柱にすべて積極的にリードすべきであり、「核兵器の使用は、いかなる国も、いかなる場合も認められない」という国際世論の形成に努力すべきである。

一九九四・六・八（衆議院本会議）

## 平成六年度予算案に

### 対する賛成討論

日本社会党・護憲民主連合  
細川律夫

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となつております平成六年度予算三案について、政府原案に賛成し、自由民主党から提出されました編成替えを求めるの動議に反対の討論を行ふものであります。

ご承知のように、本予算案は、わが党も加わりました細川連立政権が作成したものであります。連立政権が成立したときには、既に自民党政権のもとで各省庁によって概算要求が行わされた後でありますし、

また、連立政権下の予算編成でありますから、わが党の政策が十分に反映されたものでないことはまた当然であります。しかしながら、本予算案には、わが党が連立政権に参加する際に主張いたしました生活者優先、平和と軍縮の一層の推進などの基本的な考え方に基づく施策が一定程度盛り込まれており、その意味で、新しい方向への記念すべき試みがなされたものとして評価していることを冒頭に申し上げるものであります。

以下、政府原案に賛成する主な理由を申し上げます。

賛成の理由の第一は、公共投資の拡充など景気に十分分配慮したものになつてることであります。

景気対策は、国内政策としてはもちろん、国際的にも強く求められていましたのであります。本予算案において、わが国経済史上最長ともいわれます不況の克服のため、五兆五千億円にものぼる思い切った特別減税が組み込まれておりますことは、「消費不況」の性格が色濃い今回の不況への対処方法として時宜にかなつたものであります。

公共事業関係につきましても、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に社会資本整備を推進するとともに、平成五年度第三次補正予算とあわせ、景気に配慮するために高い伸びが確保されております。中小企業対策や土地・住宅税制などを含め、その効果が大いに期待されているところでございます。

また、過去三十年間、ほとんど手がつけられなかつた公共事業の事業別・省庁別の配分にメスが入れられ、新しく自然公園や地下鉄などに予算の配分をするとともに、住宅対策、下水道あるいはごみ・廃棄物処理対策を含む環境衛生などの国民生活の質の向上に結びつくその分野を重視するなど、不十分ながらも生活者の視点に立つた予算編成となつてゐるものであります。

第二の理由は、社会保障の充実、雇用対策など生活に直結した施策を推進するものとなつてゐることであります。

例えば、ホームヘルパーの派遣については六千六百人増の五万九千人を見込み、老人デイサービス施設については八百五十カ所増の五百八十九カ所、在宅障害者デイサービス施設については八百五十カ所増の五千百八十カ所を見込むなど、ゴールドプランの前倒し実施が実現されていることに示されておるのであります。雇用対策についても、「緊急雇用開発計画」の策定が必要であるというわが党の主張が取り入れられる形で「雇用支援トータルプログラム」の策定がなされ、これに基づく総合的な雇用対策が盛り込まれてゐるのであります。

第三の理由は、防衛予算の縮小が実現をしていることであります。今回、防衛予算は人件費や後年度負担あるいは在日米軍関係経費などの固定化、義務的割合が大きい中で、防衛費の伸び率を三十四年ぶりに〇・九%の低水準に圧縮できたことは、連立政権にわが党が参画してこそ初めて成し得たものであり、画期的な成果として自負していります。細川前内閣は、「防衛計画の大綱」の見直しに着手し、国民の期待を集めましたが、今日、ポスト冷戦時代にふさわしい、国民の納得の得られる防衛政策を追求すべきであることは異論のないところであります。わが党はさらに軍縮を強く求めるものであります。

第四の理由は、歳入面でも不公正税制の改革が図られていることを、この際、指摘をしておきたいと存じます。

例えば、使途不明金に対し、三七・五%という通常の法人税率に加えて四〇%の追加負担をさせることとしていることであります。そして交際費についても、非課税の対象となつておりましたところを一〇%相当額を課税対象にしたことなど、税の公平性の実現に着実な一步を踏み出したものとして評価をいたしております。特に使途不明金については、いわゆるゼネコン汚職で政治家に渡された資金の出どころとなつてゐるところであります。以上、政府案に賛成する主な理由を申し上げました。

最後に、羽田内閣は、わが党も加わった細川前内閣から予算案を引き継ぐことになりましたが、羽田内閣になって連立政権の政策、政治姿勢が変化していることについて、この際、若干付言をしておきたいと思います。

すなわち、細川前総理は「過去のわが国の侵略行為や植民地支配」について率直に反省とお詫びの気持ちを表明するとともに、軍縮に積極的な姿勢を示し、防衛大綱の見直しに着手して、国民に支持され、アジア近隣諸国にも歓迎されたのであります。しかしながら、羽田内閣は、閣僚の中から、これらを否定し、日本の軍事的行動に積極的な発言をする者が続きました。そして今回、国際司法裁判所に対する意見陳述書において、核兵器の使用が国際法に違反しないかのような見解を示そうとしたことは、まことに遺憾であります。

日本は世界の中で唯一の被爆国であり、平和憲法を有する国として、政府が反核・軍縮について世界に向かって積極的に対応されることを強く求めながら、私の賛成討論といたします。

## 朝鮮民主主義人民共和国の

### IAEA脱退について

日本社会党  
委員長 村山富市

一 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は二三日、IAEAからの即時脱退を表明した。社会党は、東北アジア地域の非核化を進め国際

協調の下で平和と繁栄を求める立場から遺憾の意を表明する。北朝鮮の核関連施設への査察のあり方をめぐって同国とIAEAとの間で見解の相違があつたにせよ、脱退によつては事態の前進はなく、話し合いによる解決の道を追求するべきである。

一 北朝鮮に対する核疑惑の解決に向けて、党は昨年來、同国とアメリカ、IAEAなど関係国および関係機関における話し合い解決を求めてきた。また、日本政府の一部で、さまざまな予測をたてて「制裁」を優先させた対応については厳しく戒めてきた。これは、国際紛争に対して、対話を通じての平和的解決を求める国内外の世論に沿つたものであり、等の基本的態度である。

一 わが国は今日の北朝鮮の声明によって、朝鮮半島の緊張をこれ以上高めではならないと考える。焦点の核不拡散条約（NPT）からの脱退は留保されており、米朝会談など、なお国際機関、関係諸国間の話し合いの余地が残されていることを重要視すべきである。また、日本政府も日朝交渉を再開し積極的に対応するべきである。わが党としても、先に派遣した訪朝団も本日帰国するので北朝鮮の真意について報告を聞き、平和的解決に向けて可能な限り努力を続ける決意である。



## 規制緩和の

### 基本的考え方と推進体制

#### 規制緩和特別部会

規制緩和の意義と基本的考え方

#### 規制緩和の意義と見直しの必要性

##### (1) 公的規制の目的

① 公的規制の目的  
公的規制は本来、民間の活動を市場の自由な機能に委ねていては、資源の適正配分や国民の安全を確保することができない場合などに、公共の利益のために企業や国民の一定の活動を制限して、産業の健全な発展と消費者の利益を図ろうとするものである。

##### ② 経済的規制と社会的規制

このうち経済的規制は、財・サービスの適切な供給や望ましい価格水準が確保されないおそれがある場合に、個々の産業への参入事業者の資格や数、設備投資の種類や量、生産数量、価格等を直接規制しようとするものである。それは、特定分野の産業の保護育成や国民生活に不可欠な財・サービスの安定供給の確保、公益事業など自然独占の性格を持つ産業の弊害除去を目的とするなど、経済の発展段階や時々の産業構造を反映した最適な資源分配のための政策手段として機能してきた。

また、社会的規制とは、消費者や労働者の安全・健康の確保、良好な環境の保全、災害の防止などを目的として、商品・サービ

スの質やその生産・流通などにおいて一定の基準を設定したり、制限を加えるものである。

##### (3) 時代とともに変化する規制の作用

しかし、資源の適正配分や経済の効率性確保に効果を發揮した規制も、経済社会情勢の変化とともに、低生産性分野の温存や超過利潤の確保など様々な既得権を保護する手段に転じて、競争の抑制や改革指向の精神の衰退を招き、消費者の利益を侵害し、閉鎖的な市場を形成するなど、不効率な資源配分と経済社会の僵化をもたらすに至っているものが少なくない。

#### (2) 九〇年代規制緩和の視点

##### ① ゆとりと活力のある成熟社会

いまや一人当たりのGDPで世界トップランクに位置するわが国は、反面、経済社会の実情を見ると、欧米先進諸国と比べて社会資本整備が著しく立ち遅れ、画一的な教育の弊害が指摘され、また長時間労働や過労死が社会問題となるなど、解決すべき課題が多い。戦後半世紀を経過した今日、欧米に対するキャッチアップを至上目的とした行政主導の戦後の国内経済社会システムは、いわば「制度疲労」に達しており、今後は、よりゆとりある質の高い生活に裏打ちされた社会を基盤として、自立した個人の創造性を基軸とする独創性豊かな新しいシステムへと転換することが必要である。

##### ② 共生の理念に基づく国際秩序

また、冷戦後の新しい秩序を模索する国際社会において、先進諸国間で異なる経済システムの競争が激化する一方、国際社会のトップランナーの一人としてわが国がアジアNIES（新興工業地域）など新興工業諸国からの激しい追い上げに直面するなど、南北問題も先鋭化している。こうした中において、先進諸国が陥

りがちな自国ルールの押しつけや保護主義への傾向を抑制し、共生の理念に根ざした新国際経済秩序を形成するために、わが国は、競争のルールについて欧米先進国と必要な調整を積極的に進めるとともに、途上国にも開かれた一層透明な市場を率先して形成しなければならない。

### ③ 目指すべき基本方向と九〇年代の新しい視点

規制緩和を通じてわが国が目指す基本方向は、公共の福祉と競争原理とのバランスに配慮しつつ、自己責任原則に基づき、世界と共に生しながら、豊かさの実感できるゆとりと活力ある成熟社会を創造することである。

わが国はこれまで主として、イ・行政事務の簡素化・透明化、ロ・国民負担軽減ーの観点から規制緩和に取り組んできた。九〇年代の規制緩和は、これらの基本的な観点に加えて、二一世紀を目前に控えたわが国の内外の課題を踏まえ、新しい経済社会システムの構築を目指して、ハ・国民生活の質的向上、ニ・国民の創意・工夫の尊重、ホ・国際協調ーの観点から、その大胆な推進が求められている。

### (3) 規制の見直しと公共福祉の調和

#### ① 規制の見直しと最適な規制

イ 公的規制は、その政策的效果と競争メカニズムによる利益とを比較して、それらの優先順位と規制の目的を常に明らかにし、行政のみならず民間の立場からも、時代とともに変化するその損益を不斷に再評価することができるようにしておかねばならない。

ロ 経済的規制については、需給調整の観点からの規制は原則廃止することとし、撤廃の手順を示すべきである。また、自然独占の性格をもつ公益事業分野などにおいても、技術革新などを

考慮して参入規制を緩和することともに、料金規制についても、上限価格制（プライスキャップ制）の導入など、事業者の判断による価格設定の余地をもった伸縮性のある制度に転換すべきである。

ハ 社会的規制については、技術進歩や消費者知識の普及、国民の意識の変化など経済社会情勢の変化に対応して、必要性が低下するものがあり、不斷の見直しを行ふ必要がある。一方、より質の高い生活環境や地球的規模の環境保全など、社会の価値観の変化によって既存の規制に対する期待が強まつたり、バイオテクノロジーの発達や高度情報化的進展など、技術革新とともに新たな社会問題が出現するおそれがある場合には、危険防止等に万全を期すために、社会的規制の強化や新設が求められる。

#### ② 自己責任原則の導入に不可欠な社会的責任の自覚

市場メカニズムを有効に機能させることによって、効率的で創造的な生産を追求し、国民の多様なニーズを充足し、個性的な生活を享受し得るようにするためには、過度に行政に依存するこれまでの企業体質や消費者意識、国民意識の転換が必要である。自己責任原則を取り込んだ経済社会システムにおいては、事業者はその自由な企業行動において社会的責任の自覚が求められる。すなわち、事業者は消費者や労働者の安全・健康の確保や災害の防止、環境保全など、社会的規制によって担保されてきた公共福祉に対する責務が強く求められるのである。一方、多様な選択肢の中から主体的に商品・サービスを選び採る機会を得ることになる消費者は、その結果についての責任を自覚しなければならないことは当然であろう。

#### ③ 自己責任原則に対応した被害防止・救済制度の確立

自己責任原則に基づく経済活動を進めていくにあたっては、そ

の前提として、商品情報について事業者と対等とはいえない消費者が、主体的に商品を選択することができるよう、表示規制の強化や情報公開制度の確立などを通じて十分な情報提供を行っていかなければならない。また、一人一人では使用者とは対等な立場に立てない労働者が、作業環境や労働条件の維持・改善・向上のため使用者と対等な立場で交渉することができるよう、労働基本権の実質的な保障等を図らなければならない。

加えて、消費段階や製造・販売等とともに事故や労働災害等の発生など、民間における自主的な活動にのみ委ねては抑止できない分野については、残留農薬基準や労働安全衛生基準の強化など、消費者や労働者の被害防止のための規制を強化しなければならない。さらに、こうした予防的手段に加えて、今般成立したPL法の活用や労働者災害補償制度の運用強化など、消費者や労働者のための事後的な救済・補償制度を整備・確立する必要がある。

#### (4) 規制緩和の基本原則

規制緩和を進めるにあたっては、以下の観点が重要になる。具体的な緩和策を考えていく場合には、これらを総合的に勘案して対応していく。

##### ① 消費者重視の原則

規制緩和を受ける事業分野においては、価格規制などによって料金が高どまりとなったり、新規参入の制限によって消費者ニーズに合った新しいサービスの提供がどこおり、消費者の選択の余地を狭めることになりやすい。競争原理をよりよく機能させることによって、こうした弊害を除去し、価格の低下を追求するとともに、商品の多様化、新商品の開発を促進し、消費者の多様なニーズに対応した選択の幅を拡大することができる。これは内外価格差の是正にも寄与することになる。

##### ② 國際調和の原則

国際経済社会の相互依存関係が深まるにつれて、国内外の商品の品質基準や規格などの不整合は、国内外の事業者に必ずしも合理的とはいえないコスト負担を強いることになるとともに、諸外国との経済摩擦要因ともなっている。いまや、経済大国として、共生の理念に基づく新国際経済秩序の形成と開かれた市場形成に重大な責任を分けもつに至ったわが国は、国際調和の観点から、市場アクセス改善、輸入・投資促進に資するよう、国際的な基準、認証制度との整合化や規制の基準の透明化、規制手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、検査・検定データを相互に受入れるよう、積極的に規制を見直さなければならない。

##### ③ サンセットの原則

時々の経済社会構造や経済の発展段階を反映して、資源の最適配分等を目的として設けられた規制も、時代の変化にともなって、消費者利益の侵害などさまざまな弊害をもたらすものに転化することが少なくない。臨調以来のこれまでの行政改革の経験からみ

ても明らかなように、一度設けられた規制は、既得権益保護の道具と化し、緩和・撤廃するには広範な国民世論の支持や政治の強力なリーダーシップが必要とされることになりがちである。ますます急激な変化のただ中にあるわが国において、経済社会システムの硬直化をもたらすような時代遅れの既存の規制については速やかに廃止する体制を整えなければならない。このような観点から、既存の規制については、計画的、定期的に見直し、緩和、廃止の手順を明らかにする必要がある（「規制緩和推進計画」など）とともに、新たに規制を設ける際には、一定期間を経過した後に廃止を含めて見直すサンセット条項をあらかじめ盛り込むこととする必要がある。

#### ④ 安全性確保の原則

経済効率の観点からの規制緩和の要求は、安全性を確保するための社会的規制にまで及ぶことがある。しかし、自己責任原則は生命や健康の領域にまで貫くことはできない。

生命・健康被害などは本来事後的な救済・補償制度に委ねるべきではなく、未然防止が原則である。大量公共輸送機関や医薬品などの安全性に係る規制の維持・強化や、良好な労働環境を確保し労働災害や職業病を予防する労働安全衛生基準の厳格な運用など、国民を危険から守る観点から、必要な社会的規制を維持、強化するべきである。

#### ⑤ 環境保全の原則

地球温暖化問題に象徴されるように、いかに環境との調和・共存はをはかりながら経済活動を進めるかは、国際社会の共通課題となりつつある。

高度成長期に「公害先進国」として多くの公害被害者を生み出した経験をもつわが国は、いちはやく公害防除技術の開発や省エネ・省資源の産業構造への転換を遂げた。今後一層、企業の社会

的責任の自覚が求められる。

しかし、環境破壊のメカニズムは複雑であり、新しい工業技術やライフスタイルが生態系にもたらす影響を完全に予知することは難しく、破壊された環境の復元は極めて困難な場合が多い。このような場合には、企業の社会的責任の自覚のみによっては十分な環境保全を期待することはできない。

したがって、企業に社会的責任の自覚を求めるとともに、規制緩和の推進にあたっては、環境保全の観点に十分留意し、新たな環境問題に対応して規制の強化・新設を図ることも必要となる。

#### ⑥ 公益性確保の原則

公益事業等において提供される商品・サービスは、本来、国民生活にとって必需的、基本的な性格を持つものが多い。公益事業等の参入規制の緩和にともなって、必需性が高く国民に普く享受されるべき基本的なサービスの供給が損なわれたり、公共料金規制の緩和が、極端な差別的料金や安全性の低下、品質の悪化を招くことにならなければならない。

公益的商品・サービスに関する規制緩和にあたっては、こうした弊害を極力抑制し、事業の基本的な公共的性格を確保することが必要である。

#### ⑦ 地方重視の原則

分権自治推進の観点から、地方公共団体の行う独自の施策を不当に制約しないよう、規制や指導を見直し、緩和することが必要である。

#### ⑧ 雇用調和の原則

規制緩和とともに、これまで保護されてきた中小零細事業者や企業、産業分野の倒産や衰退が発生する可能性がある。このシステム転換にともなう「痛み」は、最小限にいく止めなければならぬ。したがって、規制緩和にあたっては、雇用および就業

の激変を緩和する措置を講じるとともに、職業転換や再就職または零細企業等の体质の改善・強化を援助する必要がある。また、規制緩和その他の施策を通じて新たな雇用機会を生み出す新産業分野の創出を促進することも重要である。

## 2 規制緩和推進システムの構築

### (1) 「規制緩和推進計画」に盛り込むべき重点指針

「原則自由・例外規制」の立場から大幅な規制緩和を継続的に実行していくために、政府は以下のような指針に基づいて、中期的な「規制緩和推進計画」（アクション・プログラム）を策定するべきである。

#### ① 主要な規制の見直し

イ 参入における需給調整要件を原則的に廃止する。

ロ 設備規制における需給調整要件を原則的に廃止する。

ハ 価格規制における価格支持制度の見直しおよび上限価格制（プライスキャップ制）等の導入を検討する。

二 資格規制における業務独占資格や必置資格を必要最小限度にとどめるよう見直すとともに、参入制限を廃止する。

ホ 基準・認証制度の国際的な整合化を図るとともに、外国データの受け入れ、相互認証制度の導入を進める。

ヘ 輸入等に際して課せられる公的検査にかかる検査・検定基準の国際的な整合化を図るとともに、外国検査データの受け入れを進める。また、重複検査については、基準の整合化、二重検査の原則廃止等、検査手手続きの簡素化を図る。

② 重複規制の整理統合

省庁間で重複、類似している規制を可能な限り整理統合する。  
手続き簡素化と負担軽減

申請・届出等の手続きの簡素化・迅速化や手続き上の事業者の負担の軽減、検査検定制度における民間の自主検査、任意検査システムの育成を図る。

### ④ 地方公共団体の過剰規制の是正

地方公共団体による独自規制のあり方を見直すとともに、しばしば指摘されているような宅地開発指導要綱等による行き過ぎた行政指導など過剰な規制の是正を図る。

### ⑤ 独占禁止法の運用強化

イ カルテル規制に加えて不公正取引や競争制限的行為に関する独占禁止法の厳正な運用のためのガイドラインの拡充等を通じて法運用の透明化を図るとともに、公正取引委員会の審査体制の抜本的な拡充・強化を図る。

ロ 個別法による独占禁止法の適用除外制度を原則として五年以内に廃止することとし、再販価格維持制度の見直しを前倒して、可能なものから廃止する。

### (2) 規制の見直しと新設規制の審査システムの整備

これまでの改革の経緯からみて、一度設けられた規制を緩和・撤廃することは容易ではない。個々の規制を不斷に見直し、不要なものを見直すとともに、必要に応じて最小限度の規制を新設したり既存の規制を強化するために、透明で合理的なシステムをつくつておくことは重要である。

① 「規制緩和推進計画」を早急に策定し、総理を本部長とする行政改革推進本部によって着実に実施するとともに、計画の進捗状況について「規制緩和白書」を毎年度作成し公表する。

② 規制を新設する際には、可能な限り、一定期間後の廃止を含む規制の見直しを定めたサンセット条項を盛り込む。

③ 新たに法規制を導入する場合、公聴会制度等あらかじめ利害関

係者からの意見を聴取する制度を確立するとともに、政省令、通達等の策定にあたっても同様の制度を導入する。

- ④ 政府の規制緩和の実施状況を監視し、必要に応じて意見の具申・勧告を行う機関として、自立した運営を保証された行政改革委員会を早急に設置する。

一九九四・六・二五

## 羽田内閣の総辞職にあたって

日本社会党委員長

村山富市

### (3) 規制行政の透明化および苦情処理のシステムの拡充

#### ① 行政手続法の的確な運用

今日までの行政と民間の関係に照らして、事業者の自由な経済活動をめざして法令上の規制緩和を推進しても、事業活動に対し参入規制、価格規制などと同様の競争制限的な行政指導が根強く残ることが懸念される。こうした不透明な行政指導を抑止するために行政手続法の的確な運用を図る。

#### ② 内外の民間からの要望・苦情の吸收・処理の機能強化

海外の事業者にとって開かれた透明な市場をめざし、また諸規制の不斷の見直しに資するため、OTO（市場開放問題苦情処理対策本部）の機能充実および政府の行政監察機関の拡充を図り、内外の民間からの要望や苦情を吸収し迅速、的確に処理する体制を整備する。

1 本日、羽田総理は総辞職を表明した。国民の期待に応えることができる安定した政権の樹立を求めた社会党の要求に応えたものであり、決断を評価する。内外の重要課題の解決と国民の政治不信を解消する重要な局面にある今日、首相の決断を受けた新しい安定した政権を早急に樹立しなければならない。

2 羽田内閣は、発足当時から議会制民主主義の観点から見れば、少數与党に支えられた内閣であった。政権運営の前提となる政党間の信義と信頼を欠く面もあった。この反省にたって今後の新しい連立政権の枠組みは政党間の信義と信頼のもとに協議し樹立したい。

3 わが党は、かかる事態の中で、新しい政権の樹立を国民に訴えた立場から、積極的に対応する。昨年八月、八国会派の合意に基づく細川連立政権を樹立した初心に帰って、党がすでに示した「政権構想」をもとに、これまでの連立与党をはじめ、新党さきがけなど各党によびかけ、安定政権の樹立をめざしたい。

4 新しい首相については、政権構想の一一致から、政権を共有することで合意した政党・会派間の協議に基づいて民主的に推薦したい。



## 福祉プロジェクト報告書

福祉プロジェクト

主査 今井 澄  
副主査 高見裕一

福祉・行革・税制協議会  
福祉プロジェクト

社会党と新党さきがけとの間で、五月二三日に設置された閣外政策会議「福祉・行革・税制協議会」の中の福祉プロジェクトは、六月二十四日に「生き活きする福祉社会をつくるために」という副題が付いた報告書をまとめた。すでに社会党的福祉プログラムや、旧連立与党の報告書、厚生省の「福祉ビジョン」などが提出されており、これらに共通して盛られていて内容については必ずしも網羅的には触れられてはいない。本報告の特徴は、システム論だけではなく、家族や地域の連帯などソフト面を強調した点である。今後の与党の論議の素材になる報告書である。

福祉プロジェクト報告書

～生き活きする福祉社会をつくるために～

### 2 家庭と社会の変化

今、日本の社会と家庭は大きく変わりつつあります。従来の「日本型福祉社会」論は、欧米諸国に比較して高い比率の三世代同居を前提に、高齢者の介護や子育てなどの負担の多くが家庭内で行われること

1 はじめに  
私たち、福祉プロジェクトは、今後の中長期の福祉の将来方向について、五月二六日に検討を開始し、計七回の会合を重ね、ここにその結果をとりまとめたので、報告します。

今後の福祉・社会保障の方向については、三月二八日に厚生省の高齢社会福祉ビジョン懇談会が「二一世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて—」を発表し、また、五月二六日に日本社会党が「高齢社会福祉プログラム中間報告—戦後福祉社会から二一世紀福祉社会へ—」を、六月七日には連立与党税制改革協議会の福祉小委員会がその報告書を公表しています。

私たちは、関係者からのヒアリングも行いつつ、これらの報告書を基に検討を重ね、メンバー間の論議により、今後の福祉と国民生活を考えていく上で、これらの報告書とは別の観点から国民に訴えたいポイントを中心、本報告をとりまとめました。したがって、三つの報告書に共通的に述べられている事柄は、本報告では必ずしも網羅的には触れていません。

福祉・行政・税制協議会においては、この報告書を踏まえ、今後進むべき道についてトータル像を描き、国民に幅広く訴えかけていくことを望んでいます。

閣外政策会議 福祉・行革・税制協議会 座長  
井出正一 殿

をその基礎としていました。

しかし、このような三世代同居の割合は今後とも低下し、老夫婦のみの世帯、あるいは孤独な老人の一人暮らしが増えていくことが見込まれます。また、老親と同居していても、子夫婦の共働き、老親やその子の意識の変化、介護期間の長期化などにより、これまでのようないくつかの問題が浮上してきました。高齢者の介護の多くを家庭に期待することは、不可能な時代となっています。

国民の九割が老後生活に不安を抱いている今日、同居や隣居・近居などによる家族の交流が大切と考えると同時に、どのような家庭状況であっても、安心して老後を過ごせる社会づくりが大切であると考えます。

また、育児についても、今日、女性が被雇用者として働く割合が増加している一方、親族や地域社会による育児への支援が次第に期待にくくなっています。また、こども一人当たり二千円とも言われる多額の育児費用がかかるようになってきています。

こどもを産み育てる若い父母の負担が大きくなり過ぎていますが、これにより、本来の希望にはそぐわない選択をせざるを得ない男女が増え、結婚しないという「非婚化」や、遅く結婚する「晩婚化」、あるいは、こどもをあまり産まない「少産化」の傾向が一層広がっていくのではないかと考えられます。

また、育児と仕事の両立ができず、働き続けたい女性が職場を去らなければならぬ事例も少なくありません。今後中長期的には生産年齢人口や人口そのものが減少する時代に向かう中、企業が女性労働力を短期間だけ、しかも安価に利用できるこれまでのシステムは、早晚限界にくると考えられます。

二一世紀福祉ビジョンでは「自助自立」が強調されているように思われますが、私たちは、友人たちと交流しつつ、その人らしい生き生きとした人生を送ることが、本当の意味での「自立」と考えます。

例えば、仕事や社会的地位とは別の友人や豊かな生きがいを持つことが大事ですし、寝たきりや障害になってしまっても、人に完全に依存してしまうのではなく、福祉サービスなどを利用して「車椅子の上でも自立」できることが大事です。身体が弱っても、場合によってはガン末期であっても、自分の家庭や地域で自分らしく暮らしことができる限りが基本と考えます。また、病院や施設に入ったとしても、できる限り自分の人生を送り続けられることを当たり前にしていきたいと考えます。

しかしながら、私たちの生活の現状を見ると、家事、育児、介護、テレビ、コンピュータゲーム、不登校などによる「家庭への閉じこもり」や、残業や職場のつき合いなどによる「仕事への閉じこもり」が指摘されています。中でも特に、サラリーマンOB、特に男性サラリーマンOBは、高度成長・人生五〇年時代の価値観を捨てきれずに、仕事や社会的地位にのみ生きがいを感じていることが少なくあります。そのため、退職などでいったん組織から切り離されてしまうと、多くの人は地域社会の中で活動できず、経済的に充足されていましたが、地域に参加していくためには、まず、地域社会が健全に形成されることは基礎となります。しかし、全国的な少子化・高齢化、産業構造の転換、人口の大都市集中などにより、地域のコミュニティーが崩れかけている例は枚挙に暇がありません。

例えば、農山漁村などでは若者が流出し、一方、大都市中心部では若い世代が住めず、いずれも人口減少や高齢化が進行しています。高度成長期から現在に至り形成されている大都市周辺部の比較的歴史の浅い「新興」住宅地においては、未だコミュニティーが形成されていない場合があります。大都市部の高い地価は、コミュニティー・ケアの拠点となる特別擁護老人ホームや老人保健施設、在宅福祉関係施設等の立地を困難にさせています。エレベーターのない団地は、高齢者

を、ちょっと足腰が弱くなっただけでも拒絶してしまいます。また、現役勤労世代は会社に忙しくて地域に参加できませんし、子どもの社会を見ても、家庭や地域でどもが少なくなっこども同士の触れ合いうが減り、家の手伝いや弟妹の世話をなどかつて家庭の中で持ついた役割も失いつつある一方、学習競争がいつそう激しくなっている中で「いじめ」などが見られるように、脆弱なものになってきています。

地域づくり・コミュニティづくりをしていくに当っては、地域地域が多様であって、多様なやり方があつて、その結果も多様であるということを基本にする必要があります。

明治以来の画一的な全国一律の発想にまどわされることなく、多様性を基本に置くべきです。そして、多様な個人や地域の社会・組合・組織が多様なスタイルで、コミュニティに参加・貢献できるよう懐の深い地域社会へと再生させていきたいと考えています。また、このためにも、公的セクターがその政策などによって果たすべき役割には大きなものがあります。

### 3 今後の施策の方向

個人のライフスタイルや地域社会のあり様とともに、社会保障のあり方も変えていかなければなりません。「福祉」については、ややもすれば、一部の「恵まれない人」のためのものという誤解が払拭されてしまいませんが、福祉サービスの対象が一部の人々に限られていました。社会サービスを必要とする誰もが適正な負担で利用できるよう、サービス料を増やすとともに、サービスを選択できるシステムとしたり、分かりやすく利用できるオープンなシステムへ転換していくことが必要です。このため、これまでの制度の仕組みや公共的投資の配分は、大胆に見直していくべきです。

今後、社会保障の制度と施策を再編成していくに当っては、利用者の視点に立つこと、過重な家庭負担を社会サービスで代替・支援する

という観点に立つこと、時代後れとなつた社会システム・慣習の変更のために公と民が努力することなどが重要です。この際、一人一人の哲学・生き方に属する分野については、政治や行政が一方的に決めつけのではなく、社会的な論議をしていくとともに、個々人の多様な選択の幅をつくる方法が採られるべきであることは言うまでもあります。

まず、国や地方公共団体の施策については、

- ①分権型福祉社会の創造
  - ②搖るぎない年金制度の確立
  - ③充実した介護システムの構築
  - ④子育ての社会的支援
  - ⑤障害者対策の推進
  - ⑥医療の質の向上と公平で安定的な医療保険制度の確立
  - ⑦保健・医療・福祉マンパワーの確保
  - ⑧総合相談窓口の整備
  - ⑨まちづくりなどの福祉インフラの整備
  - ⑩高齢者、障害者、女性などの雇用機会の確保
  - ⑪生きがいづくりや生涯学習の推進
  - ⑫社会保障についての情報化の推進と情報の公開
  - ⑬国際貢献など社会保障についての国際化への対応
- などは、基本的に推進すべきものと考えられます。
- この方向は、二一世紀福祉ビジョンにおける福祉サービス拡充の方針と大きく隔たるところが少ないと考えられ、所要費用は、その試算のうちケースⅡ（福祉重視型）が参考となります。私たちは、このケースⅡが最低限実現されるべき水準と考えます。
- 高齢者介護対策や育児支援対策の充実など「家庭機能の社会化」が強く求められていることは高齢社会福祉プログラムのとおりですが、併せて、介護や保育などの家庭機能を社会化したサービスを適切に組

み合わせて利用し、介護者や母親が社会に参加できるようにする「家族の意識の社会化」が重要と考えます。また、信頼・情愛・安らぎ・ふれあいなどの「家庭が本来持つ情緒的な機能」を大切にすることも協調したいと思います。

例えば、高齢者介護については、「長男の嫁」に押しつけたり、老妻・老夫だけで無理して抱え込むのではなく、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ、医師の訪問診療などの社会サービスを上手に利用する方向へ転換して、新しい形の温かい家庭介護を十分可能なものにしていきたいと考えます。

一九九〇年度からのゴールドプランの積み重ねは、まだ十分な水準に達していないとは言え、少なからぬ地域で実際に介護サービスを見て使うことができるようになるという大きな成果を挙げつつあります。しかし、これにより、家庭内で行われていた介護の苦労という潜在的なニーズが顕在化し、サービス量の不足が目立っています。また、寝たきり老人ゼロ作戦の一層強力な展開が求められています。

新ゴールドプランの作成は政府の公約ですが、政府は、介護ニーズに関する情報を公開しつつ、新プランを一刻も早く世に問うべきです。その際、新ゴールドプランは、閣議決定として政府全体で取り組むこととするとともに、来年度予算においてシーリング上の特別な配慮をしつつ策定を行うべきです。さらに、新ゴールドプランの策定にどうまらず、二一世紀の超高齢化の状態になつても耐え得るようなシステムについての設計図を示すべきです。

総合的な育児支援対策（エンゼルプラン）も早急に策定されるべきです。ただし、エンゼルプランに関する基礎となる保育所利用率などの資料の一部が与党の福祉小委員会報告で示されただけという現状は好ましくありません。

今後国民的な支持を受けてプランを策定していくためには、公的保育の利用状況だけでなく、インフォーマルな無認可保育所、事業所内

保育所、近隣の助け合いなどの供働き夫婦の苦労の実態を十分把握して、その情報を世に問う必要がありましょう。また、乳幼児保育・学童保育サービスに関しては、利用者の親や地方公共団体に多くの負担が偏っている現在の財政分担ルールの見直しが図られるべきです。なお、国や市町村をはじめサービスを提供する官民の側も、利用者の選択が困難な施設入所「措置」制度に安住するのではなく、これを改革して、サービスの質や利用しやすさの競争を行なうべきです。

なお、家庭内においては、育児の最終的な責任は親などの保護者にあること、介護や育児などを「嫁」や「妻」のみに委ねずに、男女が共に担う方向へ転換していくことも、忘れてはなりません。

生きがいは、地域などの生活の場で役割を担つて必要とされていると云ふこと、家族の意識の社会化としては、「生きがい」問題が最も重要です。生きがいは、地域社会との生活の場で役割を担つて必要とされていますから、現役世代においては、極力ゆとりを見つけて地域に入つていくことが大事ですし、遅くとも六〇歳を過ぎたら「会社」人から「社会」人になれるようにしたいと思います。地域社会の側からも、すべての人々に「地域と共生し、地域を共創しましよう。地域はあなたを必要としています。」と呼びかけることが必要です。ただし、地域社会が十分な機能を発揮していないうち今日、地域社会にとって、またそれを支援する行政にとって、生きがいづくりのための環境づくりを進めていくことが重要課題です。それはとりもなおさず、民主主義の一層の高揚＝自治の精神に育むことにもつながる重要なことがらです。

現役世代の労働時間の短縮は、さまざまな理由から求められていますが、「生きがい」創造のためにもこれを進めることが必要です。「土曜のパパは僕のもの」というドイツの時短スローガンを共に叫びたいと思います。労働システムの在り方については、固定的な勤務・休暇形態を柔軟化し、ある程度長期に、ボランティア活動や、介護・育児、リフレッシュ活動なども行えるようにすべきです。また、生涯

学習を推進し、現役・OBを問わず、新しいもの・優れたものに触れることができるような機会を拡大すべきです。退職後なかなか地域に軟着陸できない現在のサラリーマンOBのため、また、退職者の豊富な知識経験を生かすため、地域社会での場づくりも必要です。 子どもの生活と教育も地域にとって大きな意味を持ちます。学校教育を心にゆとりと豊かさを育むものに転換していくとともに、学校週休五日制を進めて、子どもたちが学校以外の「コミュニティースクール」で、地域社会の動き、生産活動、多くの世代などに触れ合うようにして、自然に地域社会に溶け込んでゆける素地を確かなものにしていくべきです。

地域コミュニティーの問題の中でも、都市問題は深刻です。都市問題の解決のためには、都市計画の中心に生活福祉の視点を据え、土地利用や公共施設配置の計画づくりをしていくことが極めて大切です。

このためには、縦割り行政の排除、権限・事業財源の市町村レベルへの集中と、生活に優しい都市経営の視点を持った首長、議員、NGOなどの地域活動家等のリーダーの登場が必要になります。

都市づくりの中では、住民が自ら集い対話するために、街の中心に求心力があるようなアゴラ（広場）をつくるべきです。

段差の解消はじめバリアフリーなどハード面での街づくりは重要ですが、同時に、人と人が、男性と女性が、障害者と健常者が、高齢者と若い世代が、触れ合うことのできるような「まつり」や交流事業などのソフトの充実も必要です。これを進める中で、廃棄物の減量化やリサイクル、森や湖、河川の環境保全、自然とのふれあい、クラインガルテン（市民小農園）での食料生産などが地域に根づいたものとして発展していくことができるでしょう。

医療については、これまでの歴史の中で、低い負担で誰でもが保険証一枚で受診でき、また、世界的に見ても相当高度な医療技術水準となっていることは評価できます。

しかし、狭い病室など療養環境の水準の低さ、看護職員などのマンパワーの不足による体制の不備、薬漬け・検査漬けといわれる無駄な医療や、在宅ケアや福祉施策の貧困による老人等の入院の長期化、短い診療時間による対話の不足や、外来待ち時間の長さなど、医療の質の向上のため、対応を迫られる課題は山積しています。 また、医療保険制度については、制度間・保険者間などの給付と負担の公平化に力を入れて取り組み、特に、地域差の大きい保険料負担、脆弱な財政基盤などの国民健康保険の状況は、早急に解決すべきです。

公的年金制度は、老後の生活設計の主柱です。この所得再配分システムを持続的に有効に機能させていくことが、今後のわが国にとって不可欠ですから、論議を十分行うことは当然として、そのためには必要な改革はできるところから早急に行うべきです。

また、基礎年金の未加入や保険料の滞納・免除により、将来十分な基礎年金を受給できない者が少なからず生じるという「空洞化」が大きな問題となっています。この問題については、基礎年金の税方式への移行を展望しつつ、税制抜本改正に当たって国庫負担率を段階的に引き上げていくよう、租税財源措置を講じる必要があります。

なお、公的年金各制度の由来や立場を乗り越えて、公平性の確保のために、公的年金制度の一元化を実施すべきです。

#### 4 終わりに

私たち福祉プロジェクトは、限られた時間の中でしたが、メンバー相互の信頼の下、次の時代を拓いていく議論のまとめりができると考えています。協議会においては、この提言を元に、年金・介護等の社会保障と税制との関係について更に深い検討が行われることを望みます。

なお、その検討に当たっては、社会保障の内部における大胆なリスク

トランクチュアの提言はもちろんのこと、その枠内だけで考えるのではなく、日常生活の基礎となる地域社会のルネッサンス（再生）という観点から、公共投資はもちろん、民間投資の方向や、行財政そのものの在り方を変革していくべきと考えます。

国民のニーズに応じて社会保障の充実を図っていくには、国・地方を通じてそのための安定財源の確保が必要です。この際、福祉施策の多くが地方公共団体により担われていることから、地方の自主財源の強化により力点を置くべきです。これらのことについては、国民に率直に語りかけていくことが今必要であると考えます。

公民の役割分担・公民ミックスについては、その適切な組み合わせにより、質の高いサービスが効率的にかつ公平な負担で国民に提供できるようにしていくことが基本です。ただし、その具体的な在り方にについては、今後の個々の施策についての具体的な議論に委ねられるべきものと考えます。

国民経済の運営に関しても、社会保障にとって一定の経済成長が必要又は福祉と経済成長が対立するものではないというポイントにとどまることなく、パラダイムを大きく転換し、自然と共存し得る「品格」ある経済システムをつくることを目指すべきであると考えます。このことについては、福祉プロジェクトでは十分論議を深めることができませんでしたが、適当な時機を得て検討すべき大きな課題と考えています。

私たちは、この報告書が、福祉はもちろんのこと、さまざまな社会の改革の嚆矢となることを願っています。

## 福祉プロジェクトメンバー

主査	今井 澄	(参議院議員、日本社会党)
副主査	高見 裕一	(衆議院議員、さきがけ・青雲・民主の風)
委員	網岡 雄	(衆議院議員、日本社会党)
委員	日下部 福代子	(参議院議員、日本社会党)
委員	中島 章夫	(衆議院議員、さきがけ・青雲・民主の風)
委員	玄葉 光一郎	(衆議院議員、さきがけ・青雲・民主の風)
田中	甲 (衆議院議員、さきがけ・青雲・民主の風)	

## ○そのほか討論に参加した議員

井出 正一	(衆議院議員、さきがけ・青雲・民主の風)
菅野 久光	(参議院議員、日本社会党)

## 〔農業問題〕

### 生産者米価等について

社会、自民、さきがけの与党三党は、平成六年産米の政府買入価格（生産者米価）とその関連対策につき、協力して政府に対応するため、七月四日「与党三党米価責任者協議会」を設置した（社会、自民各三名、さきがけ二名。座長：山本富雄自民党総合農政調査会長）。五日午後より協議を開始し、昨年の大凶作やガット合意によるコメの部分開放という異例の事情を考慮し、米作の将来に希望を持て、政府米の集荷が確保できうる米価と関連対策が必要との認識で一致、首相官邸にて村山首相、武村農相、大河原農相、五十嵐官房長官に

伝えた。その後、衆議院内にて、政府との交渉を断続的に行つた結果、六日早朝、政府と三与党は、①生産者米価の据置、②関連対策費総額一八五億円とすることで合意に達した。政府は、合意内容を同日の米価審議会に諮問したところ、諮問案通り了承する旨の答申を得たため、七日閣議決定を行つた。

一九九四・六・一九

## 一九九四年産生産者米価と農業政策の確立に関する申し入れ

政府は、七月一日にも一九九四年産生産者米価の決定を行うとしているが、昨年の大凶作とガット農業合意の受け入れ、今春の「平成コメ騒動」など、我が国の農業政策は大転換を迫られており、農家は、政府が今後の農政をどのような方向に導いていくのかを、大きな関心をもって見守っている。したがつて、政府の対応に誤りは許されず、政治的決断が求められている。

よつて、一九九四年産生産者米価、米価関連対策及びガット農業合意後の国内対策等について、左記の通り万全の措置を講じられるよう申し入れる。

対策の実現を図ること。

- (1) 一九九四年産生産者米価については、政府米の確保を図るためにも生産者米価を引き上げ、現行の順ザヤ状況を改善すること。
- (2) 不正規流通を防ぎ、端境期の円滑な集荷・流通の確保を図るために、早期出荷に対する助成措置を講じること。
- (3) 現行他用途利用米の制度を見直し、酒米等国産米の需要が強いものについては、新たな仕組みを作るとともに、備蓄米からの供給ができるよう検討すること。
- (4) 減反政策については、現行の全国一律方式を見直し、生産者の経営努力がより発揮できる仕組みとともに、転作等に対する奨励金の交付等の施行は引き続き行うこと。
- (5) 諸外国と比較しても異常に高い農業用生産資材価格引き下げについて、抜本的対策を行うこと。

一 政府は、昨年一二月にガット農業合意を受け入れたあと、首相を本部長とする緊急農業農村対策本部を設置したが、今日まで具体的な農業政策について何ら示していない。備蓄制度の確立、中山間地域対策の充実、農業生産・生活基盤整備事業の強化など、農業再建策を早急に策定し、その実現のために必要な財源については優先的に確保するなどの政治決断を行うべきである。

一九九四年六月二十九日

社会党とさきがけ・青雲・民主の風の政策会議

一 一九九四年産生産者米価及び関連対策の決定に際しては、今春の「平成コメ騒動」の教訓を活かし、備蓄制度の確立を始め、政府が国民の主食を責任をもつて供給できるようになるとともに、次の諸

農業政策協議会  
座長 村沢  
副座長 鳩山由紀夫

一九九四・七・六（社会・自民・さきがけ）

## 平成六年産米穀の政府買入価格 (試算値)について

### 1 算定

全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稻作農家は、その地域において稻作を実質的に担っている者であるとし、このような生産者を算定対象農家とする算定方式により算定し、所要の調整を行い据え置きとする。

(注) 全国の各農業地域とは、北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国、九州の九地域をさす。

### 2 価格(玄米60kg当たり)

(1) うるち三類一等裸価格

一六、二六六円(前年同額)

(2) うるち一・五類、一・二等平均、包装込み、生産者手取予定価格

一六、三九二円(前年同額)

### (参考) 平成6年産の政府調買入価格

(単位: 玄米60kg当たり、円)

	1類 (+ 400)	2類 (+ 200)	3類 (+ 0)	4類 (▲ 350)	5類 (▲ 750)
1等 <0円>	16,666	16,516	16,266	15,916	15,516
2等 <▲ 320円>	16,346	16,196	15,946	15,596	15,196
3等 <▲ 1,320円>	—	—	14,946	14,596	14,196

(注) 1 水稻うるち裸価格である。

2 ( )内は、3類に対する加算・減算額であり、<>内は、1等に対する減算額である。

3 次の产地品種銘柄については、4類▲ 200円、5類▲ 600円の銘柄間格差とする。

青森むつほまれ(4類)、北海道ゆきひかり、北海道きらら397  
(以上5類)

一九九四・七・七

## 談話

日本社会党  
書記長久保亘

※※※※※※※※※※※※  
△  
※※※※※※※※※※※※

### 平成6年産米適正集荷・流通対策

#### (米価関連対策)

○政 府 米 政府米協力金	生産者	142億円[1,000円／60kg×85万トン]
Uターン助助成	生産者	36億円[ 435円／60kg×50万トン]
○他用途利用米 流通の円滑化助成	他用途利用米 の生産者	40億円
○自主流通米 早期集荷・流通助成	生産者	23億円[ 150円／60kg×90万トン]
早期出庫助成	一次集 荷業者	8億円[ 80円／60kg×63万トン]
	小 計	249億円
枠の増加	生産者	25万トン
		36億円
	合 計	285億円

政府は今般、平成六年産米穀の政府買入価格（いわゆる生産者米価）の据え置き及び二八五億円の関連対策を決定した。

わが党は、昨年の戦後最悪の凶作による米騒動と大量の緊急輸入、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉におけるミニマムアクセス受入れなど、米を巡る情勢が大きく変わっていることから、政府米の集荷に万全を期すことにより不正規流通米（ヤミ米）を防止し、もって消費者への安定供給を確保すること、また、将来に不安を抱いている米作農家に対し、希望を持たせること等に配慮した決定を要請してきたところであり、政府の決定は、厳しい財政事情のなかで、最大限の努力の結果として評価したい。

なお、現行の米価算定方式については、生産の実態を正しく反映しない等の不満もあることから、見直しに着手するよう改めて要請したところである。

以上

## 製造物責任法について

第一二九回通常国会会期末の六月二二日、衆議院から送付されたいた製造物責任法案が参議院本会議で可決成立した。

本法案は、製品の欠陥に係る被害救済の実効性を高めるため、民法における過失責任の原則に欠陥責任（無過失責任）の特例を設けることを内容とするもので、国民生活審議会等での検討が開始されて以来、実に二〇年目にしてようやく法制定が実現した。

社会党は、九二年六月、一一月に独自の製造物責任法案を国会に提出（いずれも選挙等により廃案）するなど積極的な政策提案を行ってきたが、昨年八月に連立政権が発足したことにより、与党の立場から政府案の取りまとめと国会提出に主導的な役割を果たしてきた。政府案は社会党が以前提出した法案と①欠陥・因果関係等についての推定規定②開発危険の抗弁③責任期間等の点で異なるものであるが、基本的にEC指令に準拠したものであり、またいくつかの点ではわが国における薬害事件における判例の到達点もふまえてEC指令以上の水準を確保していること、当時の連立与党PL法プロジェクトチームでの四ヶ月間、計一二回に及ぶ協議を通じて、「産業界より」と批判のあった国民生活審議会等の報告内容から一定の改善がみられたこと等を総合的に考慮すると、現時点で立法しうる最善のものというべきであろう。

法案審議では、自民党の一部委員が輸血用血液製剤を製作物に含めるべきでないと主張したが、最終的には、輸血用血

液製剤の特殊性にかんがみ、製造物責任、民事責任の有無に係わらず被害者の適切な救済が図られるよう、特別な救済機関等の設置に努めるべきである等とする附帯決議を付して全会一致で原案通り可決成立した。

（政策審議会事務局）

## 製造物責任法

一九九四・六・二三

### （目的）

第一条 この法律は製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、

は当該製造物にその製造業者と誤認されるような氏名等の表示をした者

- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号

若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。  
二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行つた設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の限定)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務を知つた時から三年間行わないとき

は、時効によつて消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から一〇年を経過したときも、同様とする。

- 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

れる損害については、その損害が生じた時から起算する。  
(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)及び製造物責任法(平成六年法律第二号)」に改める。

製造物責任法案に対する付帯決議

平成六年六月一日

衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、製造物の欠陥による被害の防止と円滑な救済等を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。  
一 本法は、製造物の欠陥によつて生じる責任のあり方を基本的に改めるものであり、その内容について、一般消費者、中小企業者等に

的確に周知を図り、被害者救済を適切に実現するため、当委員会の審議を通じて明らかにされた立法の趣旨、条項の解釈等につき、関係者に十分周知徹底されるよう各般の方法による広報に努めること。

特に、輸血用血液製剤については、その特殊性にかんがみ、審議における政府見解の周知徹底を図ること。

二 日本赤十字社の血液事業について、現場の業務手順の作成等により、同社の職員が安心して業務ができるよう措置するとともに、献血者の問診等が献血者にとって煩雑なものとならないよう配慮し、必要な協力が得られるようすること。

三 被害者の立証負担の軽減をはかるため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること。

四 裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること。

五 中小企業の負担軽減のため、製品安全対策、クレーム処理等についての相談・指導体制の充実を図るとともに、安全な製品を供給するための各種の活動につき積極的支援を図ること。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分な配慮を払うこと。

六 製造物に係る事故原因の調査結果については、事故の再発防止を図る観点から企業秘密やプライバシーの保護及び円滑な情報収集の確保に配慮しつつ積極的に公開するよう努める等、事故情報の提供の一層の拡充・強化を図ること。

また、消費者安全に係る消費者教育の充実に努めること。

七 各種法令による安全規制については、対象品目、規制基準等について、最新の技術等の環境の変化に適切に対応させ、危害の予防に万全を期すること。

## 製造物責任法案に対する付帯決議

平成六年六月二日  
参議院商工委員会

本法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものである。施行後の本法の運用が円滑に行われるとともに、製造物の欠陥による被害の防止と救済の実効を高めるため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 立法の趣旨や条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、消費者、中小企業者等関係者に十分周知徹底されること。

二 欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めるとともに、相互の連携強化により、多様な事故に対する原因究明機能の充実強化を図ること。

三 被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること。

四 欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること。

五 輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられているものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的

に判断されるものであることを周知徹底すること。

六 輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性に

かんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。

七 中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策、クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の

推進のための積極的な支援を行うこと。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分分配

すること。

八 国の製品安全規制については、経済・社会の変化や技術革新に対応し、適時適切に見直すことにより、危害の予防に万全を期すること。

九 製品被害の未然防止を図るため、製造業者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようになるとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。

右決議する。

一九九四・六・二三

## 沖縄県における駐留軍用地の返還 及び駐留軍用地跡地の利用の促進 に関する特別措置法案要綱

この法案は、社会党、革新、公明党、さきがけ、共産党の共同で、六月二三日衆議院へ提出した（一二九国会）。現在、衆議院にて継続審議中である。

### 一 目 的

この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

（第一条関係）

### 二 定 義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めることによる。

- 1 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）の用に供されている土地をいう。

2 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球



諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間ににおいてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものをいう。

3 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村

(第二条関係)

三 国の責務

国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならないこと。

(第三条関係)

四 沖縄県及び関係市町村の責務

沖縄県及び関係市町村は、この法律に基づく施策を円滑に実施するものとすること。

(第四条関係)

五 駐留軍用地の所有者等の協力

駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）は、国に、沖縄県又は関係市町村が実施する策に協力するとともに、これらの土地が九の市町村総合整備計画及び十の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとすること。

(第五条関係)

七 駐留軍用地を返還する場合の措置

1 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地について、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講じるものとすること。ただし、当該土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）が異議を述べたときは、この限りでないこと。

(第六条関係)

六 返還実施計画

1 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以

下「返還実施計画」という。）を定め、計画的な返還に努めなければならないこと。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

イ 駐留軍用地の返還に係る区域

ロ 駐留軍用地の返還の時期

ハ 駐留軍用地の返還に際し講じる措置

二 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならないこと。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならないこと。

5 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとすること。

3 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地について、当該駐留軍用地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講じるものとすること。ただし、当該土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）が異議を述べたときは、この限りでないこと。

2 国は、1の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴くものとすること。

3 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地について土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業

を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当該

土地を原状に回復せず、かつ、1による措置を講じないでその所  
有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上  
に存在する工作物の撤去その他これらの事業が円滑に施行され  
るために必要な措置を講じて返還しなければならないこと。

4 国は、3により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当  
該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で  
定める期間につき、国が当該土地につき支払っていた賃借料（当  
該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障  
条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍  
隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別  
措置法により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定  
により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金の額）を  
基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなけれ  
ばならないこと。

## 八 調査及び測量

国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定そ  
他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及  
び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑  
に行われるよう必要な援助をしなければならないこと。

### (第七条及び第八条関係)

### (第九条関係)

### (第十条関係)

## 九 市町村総合整備計画

1 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐  
留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備す  
べき土地を含む。十において同じ。）を総合的に整備する必要が  
あると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる  
こと。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものと  
すること。

イ 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項

ロ 交通通信体系の整備に関する事項

ハ 生活環境の整備に関する事項

二 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養  
地の開発に関する事項

ホ 自然環境の保全及び回復に関する事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必  
要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするとき  
は、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該  
土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）  
の意見を聴くとともに、沖縄県知事に協議しなければならないこ  
と。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞  
なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければな  
らないこと。

5 沖縄県知事は、4により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとすること。

### (第十一条関係)

### (第十二条関係)

## 十 県総合整備計画

1 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐  
留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備す  
る必要があると認めるときは、九の2イからヘまでに掲げる事項  
について県総合整備計画を定めることができるること。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとすることは、あら  
かじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならないこと。こ

の場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地

の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聽かなければならないこと。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこと。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとすること。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないこと。

## 十一 総合整備計画と他の計画との関係

総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法による沖縄振興開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならないこと。

### （第十二条関係）

## 十二 国の負担又は補助の割合の特例等

1 総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる」と。

2 国は、1の事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができること。

### （第十三条関係）

## 十三 都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとすること。

### （第十四条関係）

## 十四 駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置

国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講じるものとすること。

### （第十五条関係）

## 十五 駐留軍用地跡地利用基金

国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置を講じるものとすること。

### （第十六条関係）

## 十六 国有財産の譲与等

1 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行いう者（以下「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができるること。

2 国は、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令

一九九四・六・二四

で定める権利を有する者を含む。）から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があった場合には、その者に対しても、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 国は、1及び2の場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他国有財産の活用について適切な配慮をするものとすること。

#### （第十七条関係）

#### 十七 施行期日等

1 この法律は、平成七年四月一日から施行することとする。

2 十二の国の負担又は補助の特例等は、平成七年度分の事業（平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くものとし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。）に係る経費に対する国の負担金又は補助金から適用すること。

#### （附則関係）

#### （目的）

第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、わが国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第一条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法

## 音楽文化の振興のための 学習環境の整備等に関する法律案

音楽議員連盟は音楽教育振興法委員会（委員長——鳴崎譲衆院議員）を設置し本年二月より精力的に作業を進め、「音楽文化振興のための環境整備に関する四つの緊急提案」をまとめて法案化の作業に取り組んできた。その結果、社会党、自民党、革新、公明党、さきがけ・青雲・民主の風、共産党の共同提案として六月二十四日、一二九国会へ提出され、衆議院文教委員会に付託されたが、会期末のため審議入りせず、継続審議となつた。



(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2 この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係る学習、家庭

教育に係る学習、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動であつて、音楽に係るものとす。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設(設備を含む。以下同じ。)等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行つに当たっては、幼時、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断によりおおむね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

一 音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。

二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。

三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、そ

の学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。

五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 音楽学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

七 音楽文化に関する調査研究を推進すること。

八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。

2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力をを行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行つ民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号)の精神にのゝとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

2 国際音楽の日は、十月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一九九四・七月

## 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

日本社会党は国民の祝日として、新たに七月二十日「海の日」を加える法案の提出を決めた。

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 こともの日の項の次に次のように加える。

海の日 七月二十日 海の果たす役割とその重要性について理解を深め、その恩恵に感謝する。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国民の祝日として、海の日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 監修

多賀谷 真穂  
堀 雄 譲  
北山 愛郎  
武藤 山治

# 日本社会党政策資料集成

▼社会党政策資料集成  
網羅した主要政策を

一九四五年の結党から一九九〇年  
一月の総選挙までの、社会党が提起  
した主要な政策 法案を網羅四百数十  
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し  
解説を付した。



### ▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反  
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料  
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

### ▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福利、農業、  
中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本  
書は政策活動面からの社会党政史である。  
戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理  
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第  
二回参院選政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開くための闘争も起つてゐる。

体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁  
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会  
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内 3880~4

## 今後の税制改革の課題

塩原洋光

羽田内閣の総辞職に続く、村山内閣の発足で、社会党はいよいよ税制改革に全責任を負うこととなつた。

わが国の抱える最大の課題の一つは、高齢社会に向けたシステムをいかに築くかということであり、税制は、その基礎をなすものと考えられる。安定した税制は国民の理解と納得の上に初めて成り立つ。そのためにも、税制に対する国民の信頼回復は不可欠であり、税率をめぐる不公平のは正及び行財政のリストラ等による環境整備をまず進めることができ、「国民合意・国民本位」の税制の抜本改革の前提となることを強調したい。

社会党は、「所得・消費・資産のバランスのとれた税制」を追求するに際し、「はじめ

に消費税の引上げありき」との態度を取らないのはいうまでもない。

党税制調査会の「税制改革指針案」においても、「応納負担原則の尊重、税収の安定性の確保、経済の国際化への対応、地方分権の推進」等を総合的に検討する中で、所得・資産・消費のバランスのとれた新時代にふさわしい税体系の構築をめざす」考えを示している。

昨年夏の政権交代を経て、途中、一時的に野党の立場に転じた時期を挟みながらも、私たちはこの状況をドラマティックに変える機会を得るに至った。私たち社会党が掲げる「社会民主主義」の理念から導きだされる未来像は、高福祉社会である。高福祉社会を作り上げ、十分に支えようとするならば、相応の負担を国民が分ちあわなければならないのは自明の理である。高福祉を支える歳出と歳入の問題をトータルにとらえることなく、低福祉を必然的に生み出す低負担のみを主張す

を入れなければならないと、明確に提起しているところに、独自性が表われている。

今後もこの立場で、政権与党として税制改革に取り組んでいく。

### 福祉向上に役立つ消費課税へ

かつての自民党に代表される「新保守主義」勢力は、「小さな政府」論を一貫して唱えていた。これは、自助努力中心の低福祉そのものの政策と一体のものであり、その結果として、いま私たちの暮らす社会は、お世辞にも福祉が充実しているとはいえないものとなってしまっている。

昨日の政権交代を経て、途中、一時的に野党の立場に転じた時期を挟みながらも、私たちはこの状況をドラマティックに変える機会を得るに至った。私たち社会党が掲げる「社会民主主義」の理念から導きだされる未来像は、高福祉社会である。高福祉社会を作り上げ、十分に支えようとするならば、相応の負担を国民が分ちあわなければならないのは自明の理である。高福祉を支える歳出と歳入の問題をトータルにとらえることなく、低福祉を必然的に生み出す低負担のみを主張す

るだけでは、その意図するところはどうあれ、

結果として「新保守主義」の亜流に陥るのは、目に見えている。間接税の問題については、現行間接税の逆進性・益税是正を柱とする改革案を率を含めて国民に大胆に提示すべきときに来ているのではないか。

社民主義を掲げる責任政党である以上、国民負担の論議からは決して逃げてはならないものと思う。

また、高福祉社会を支えるには国民負担の問題はもちろんのこと、今後の少子化社会での経済成長についても検討を加えなければならぬ。

現行消費税については、根本的な欠陥である逆進性や、益税の発生等による納税者の不公平感を解消する、抜本的な改革のメスを入れるべきである。消費税の欠陥是正を中心とした責任ある改革案を全国民に示す必要がある。

飲食料品（基礎的食料品）に対する軽減税率の適用は、根本的な欠陥である逆進性解消のために、今次改正での導入は不可欠といえる。

べきだらう。

同時に、内外価格差の解消など適当（適正）な物価政策を講じることも、逆進性緩和に欠かすことはできない。昨年来の一連の経済対策による円高差益還元・規制緩和等の効果をにらみつつ、今後の更なる物価対策の推進に取り組む必要がある。

税率を含めて改革に着手する場合、確かに現行の消費税をそのままの形で残すことは自殺行為であり、決してできるものではない。

根本的な欠陥である逆進性や、益税の発生等による納税者の不公平感を解消する、適切な改革のメスを入れるべきである。国民の選択に応じた課税が可能で、応益的な面を持つ、消費課税の利点を活かすためにも、消費税の欠陥是正を中心とした責任ある改革案を全国民に示す必要がある。

いわゆる益税等の解消については、さしあたり次のような取組みが考えられる。

#### ○限界控除

- ・業務用消費（企業交際費等）の仕入税額控除については、企業消費と個人消費の優位性の差に着目して、何らかのメスを入れるべきではないか。  
・最終消費的性格を有するものについて、租税特別措置の分野では経費性を認めていないにもかかわらず、消費税では認めることとするのは、明らかに合理性を欠く。
- ・免税点の引下げ問題とも絡むが、原則として廃止することとし、免税点引下げ対象者については二年程度の时限措置として、これを適用することも考えてよいのではないか。

一方、税制改革を行うに当たっては社会保障制度の充実などによる歳出面を含めた財政全体でも逆進性緩和を図ることを考慮すべきである。所得政策として、例えば児童手当などの積み増し等で対応することも検討される

#### ○簡易課税

- ・現行適用上限（四億円）の縮小、業種及び見なし仕入率の実態にあわせた見直しを進めるべきではないか。
- ・見直しを行う場合、見なし仕入率は、実績仕入率より少し低めに設定して、本則計算課税業者への誘導を行うべきではないか。
- ・適用上限については来年度改正でまず踏み込めるところまで行うこととはできないか。（例えば二億円に）

- ・消費税の現状をみても、今次改正では消費者の立場を優先し、免税点は引き下げるべきではないか。

#### ○免税点

税制と社会保障の関係については、指摘しておかなければならない、重要な、しかし見

落とされがちな問題がある。高所得者であると低所得者であろうと、全く同じ金額を負担しなければならない国民年金保険料の逆進性の問題である。国民年金保険料については、多数の未納問題を抱える等、制度疲労を起していると言わざるを得ない。税制改革を行うに当たっては、逆進性はじめこれらの問題を踏まえ、税方式への移行を考慮すべきだと思う。

## 法人税制の改革

先の羽田内閣時の与党が発表した案では、法人課税については、ほとんど触れられていない。いわゆる不公平税制として指摘されている各種引当金や各種の準備金についてもその改革の道筋は何ら示されていない内容となつてている。

その意味でも、村山内閣が法人税制の抜本的な改革案づくりに重責を担っている。

国際的に見て高い水準にある法人税については、長年指摘されている様々な引当金等の現状に即した見直し、特に利用率が極端に低く、恩恵を受ける層に顕著な偏りがみられる退職給与引当金等の大膽な整理・合理化とセットで、今後の経済活力のアップに向けて、税率の引下げを行うべきであろう。

企業関係税制の不公平の抜本是正を全力で

行った上で、課税ベースを拡大し、法人税を適度に引下げるることは、高齢社会下の経済の安定成長に利することとなる。

また、資産課税については、今回、自民党との連立政権となつたが、先の国会で自民党は大蔵委員会において、内閣提出の租税特別措置法の改正案に対し、地価税の適用停止を柱とする修正案を提出した経緯がある。今後の税制改革の作業の中では、資産課税の分野については、特に土地税制の取り扱いをめぐり、白熱した議論が展開されることが予想される。

## 地方自主税源の拡充

先に発表した「指針案」では、地方税財源の充実を前面に掲げており、他党に先んじて明確な見解を示した。

地方財政の状況は年々厳しさを増しているが、これから高齢社会での社会保障のあり方を考えた場合、医療・福祉の仕事を直接担当することになる地方自治体の役割は重みを更に増すことになる。地方財政の益々の充実は、いよいよもって必要となつてている。

地方分権の推進と併せ、地方財源充実のための税体系の組替えは、本腰を入れて取り組まなければならない課題である。「指針案」で既に指摘してあるが、景気に左右される法

人課税に依存した今の税体系から、景気への安定性が高い消費課税を重視した税体系への移行が必要である。具体的な改革案の早急な提示が求められている。

今のところ、見受けられる具体案としては、名称等に問題はあるが、いわゆる「地方消費税」構想がある。これまで旧自民党政権下でないがしろにされてきた、地方自治体の財政的な主権を確立する意味からも一定の評価に値するものと思われる。

党として地方分権を掲げる以上、地方の課税自主権の確立はじめ、地方分権の具体的な姿が明らかとなるものを国民に示していくことが必要とされているのではないだろうか。

## 環境税の積極的な検討を

いま、地球環境は海洋・大気・土壤等の汚染や森林伐採など、広範囲にわたつて深刻な破壊が進み、地球環境の保全については、もはや後戻りできないところにまで来ている。

このような状況の中で、わが国は、エネルギー・化学物質・その他地球資源の大量消費国として、内外の環境保全対策に大きな責任を負っており、これを果たさなければならぬ立場にある。

昨年十一月十二日に成立した環境基本法は、「環境の保全上支障を防止するための経済的

措置」として、環境への負荷を生じさせる活動を行う者に「適正かつ公平な経済的負担を課する」ことを定めている。すなわち、いわゆる環境税や賦課金の導入、負荷除去のための助成措置を実施する基本方向を明示したものになっている。

国際的にも、二酸化炭素等による地球温暖化防止策の一環として、OECDやECでは、いわゆる炭素税の導入検討が進められ、北欧諸国では炭素税を既に導入するなど、大きな課題となっている。

こうした状況のもとで、環境保全のために有害物質の排出抑制の効果をめざし、「排出原因者」を原則とする「環境税」の導入を真剣に検討すべきであろう。

旧政権時代は、過剰開発を助長する環境破壊型ともいえる税財政システムを採用してきた。現在、「環境先進国」を唱えようとするならば、「環境税」導入をはじめとする施策の実行は避けて通れない状況にある。

「環境税」の導入を検討する場合、一国内の導入では効果は期待できないとして、国際的な協調導入が必要とされるとの意見がある。先進国間では確かに問題はないだろう。しかし、決して均衡がとれているとは言い難い経済発展の問題を無視したまま、第三世界諸国に対し、炭素排出を一方的に制限することは、北の大國のエゴと受け取られても致しかたない。

い。炭素排出権の問題もあるが、先進国における環境税収を、工業化の進展著しい発展途上国に対し、日本の技術力を活かす形で、貢献することができいか考える必要があるだろ。例えば、脱硫装置などを導入する事業に対し、輸出補助金の形で支援することに回すことも考えられよう。

環境税では、主に炭素の排出源について着目した議論が行なわれている。しかし、視点をかえて、大気中に排出された炭素を固定する役割を果たす森林の存在に目を向けた議論も近頃聞かれるようになってきた。特に、わが国が大量に輸入しており、著しい乱伐がかなでより指摘されている、マレーシアのサラワク、サバ州等産をはじめとする熱帯林産の木材に何らかの負荷を与えてはという意見もある。

世界最大の熱帯木材輸入国としても、これらの問題はより具体的に議論していかねばならないだろう。

いずれにせよ、野党時代に掲げてきた政策理念の良い面を活かし、その上で、与党になつたのだからこそ！ と言い切れるだけの内容を持った、魅力ある税制改革を進めていただきたい。

## 政策資料（九四年五月～七月）

（九四年五月～七月）

### 【主要掲載資料一覧】

5月

#### 「特集」

・日本社会党全国政審会長・政策担当者

会議報告

#### 「資料」

・一二九国会成立「日切れ法」一覧・解説

・高齢社会福祉ビジョン懇談会

・「二一世紀福祉ビジョン」について

6月

#### 「特集」

・総理の所信表明に対する代表質問

#### 「資料」

・新たな連立政権樹立のための確認事項

・政権離脱に至る経過とわが党の態度

・社会主義インター国際大会関係資料

7月

#### 「特集」

・高齢社会福祉プログラム（中間報告）

#### 「資料」

・第七回中央委員会関係

#### ・閣外政策会議関係

（しおはらひろみつ・政審書記・大蔵部会担当）

# 開かれた自治体をめざして

—自治体の国際化と外国人住民の参政権問題—

横田昌三

## 一 進む自治体の国際化

最近の国際化の進展は、自治体にも大きな変化を与えている。現在、地方が独自に実施する国際交流関係事業費の総額は、九三年度にはじめて一〇〇〇億円を突破しており、拡大傾向に拍車がかかっている。また自治省は一般、自治体の国際協力活動を進展させるため、これまでの指針に代わる新たな指針を策定することを表明した。従来自治体の国際活動は、専ら「国際交流」が中心であったが、今後は自治体版ODAなど「国際協力」を中心していくのである。報道によれば、今回の指針には国際協力の理念、目的、活動の範囲などを盛り込んだ上、国際協力の基本

計画をまとめるように求め、農業、技術などの分野で自治体の独自協力の推進を求める考え方（日経新聞五月一日付）。

また姉妹都市関係などを通じた民間の経済・文化交流の促進や、専門家の派遣、研修生の受け入れ、外国青年の招致など、国際化に対応した取り組みも各自治体レベルで進んでおり、例をあげるのに枚挙にいとまがないほどである。

## 二 「内なる国際化」への取り組み

一方、そのような「華やかな国際化」の影響で、日本に来日し定住する外国人が年々増えており、そういう定住外国人に対する自治体の対応という「内なる国際化」問題が進んでいることを忘れてはならない。

この間社会党は、「内なる国際化」に自治体がいかに対応すべきかという視点で、例えば地方財政計画上の国際交流関係経費の積み増しなどに取り組んできた。実際各自治体では、標識や案内版の外国語表示、外国人用窓口の設置、外国語による広報の実施など在日外国人の増加に対応して先進的な取り組みを進めてきているが、社会党としてこのようないくべきではないかという問題意識に立っての活動であった。

さて労働省は昨年、増加する外国人労働者の雇用状況を把握するため、初めて「外国人雇用状況」を調査した。それによると、今年六月現在で外国人を直接雇用している事業所は一万一六二四事業所で、雇用されている外国人は九万六五二八人だった。しかし同省では今回の調査で報告を出したのは合法労働者を雇っている企業など一部に留まっており、実際は六〇万人の外国人が国内で働いていると推計している。

このようになに日外国人が増加している中、一部の自治体では「外国人も住民である」という考え方から、国に先んじた各種の施策が講じられている。例えば、保育所でも外国人の

園児が目立つようになってきたが、言葉の壁や習慣の違いから保育者と父母の意思疎通が難しく互いに戸惑うことが多い。そこで「子どもの健康を預かる保育所で言葉が通じない」と心配」と、戸惑う保母を応援するため、保母向けの外国语日常会話集を作ったり（川口市・名古屋市）、保母向け語学研修を始めたり（横浜市）という積極的な取り組みが増えってきた。

また東京都は出稼ぎ外国人労働者の医療費未払い問題に当たって、未払い分の七割を九四年度から都が補填する方針を決めそのための制度作りに乗り出した（折からの財政難でうまく進んでいないようであるが、都がそういう方向性を打ち出したことだけでも評価に値する）。東京には全国の出稼ぎ外国人労働者の三割がいるといわれ、急増している外国人患者の医療費未払い問題はことのほか深刻になっている。都はこれまで「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」を復活、準用して救済に当たってきたが、これはあくまでも旅行者が対象で、出稼ぎ労働者は適用対象とならず実効が上がっていないかった。そこで医療機関から国や自治体で何とかしてほしいとの声が相次ぐ一方、国は不法就労を助長しかねないとして救済に慎重姿勢を取っているため、都として、人道上の見地から見過ごせないと今回の方針決定となつたものだ。

以上のように、国際化によって、六〇万を超える多くの外国人労働者が地域に暮らすようになり、外国人と共生できる地域づくりが求められているが、このことが、自治体の行政内容だけではなく、自治体のあり方にも大きな変容を迫っている。そして在日外国人と地域住民の関係作りにも自治体の果たす役割に期待が高まっている。

社会党は、従来から外国人も憲法第一五条の生存権の享受者であり、憲法第一四条の法の下の平等の精神から見て外国人を差別することは誤りであると考えてきた。そして「市町村内の区域に住所を有するものは、当該市町村・都道府県の住民とする」として何ら自然人、法人、国籍の区別をしていない、地方自治法第一〇条にかんがみ、各自治体は先進的施策を実施し、国の政策転換のリーダーシップを果たす役割があることを指摘してきた。一部自治体で既に取り組みが見られるが、まさに社会党が先頭に「外国人も住民である」という視点に立って、自治体に対し在日外国人が地域の住民としての当然のサービスを受けられ、権利が保障されるよう働きかけを強めていかなければならぬ。

他方で在日外国人の増加は、これまでながらにされ続けられてきた、強制連行をはじめ戦前からの歴史的経過がある在日朝鮮・韓国人、中国人など多くの定住外国人の参政権問題にもその目を向けざるをえなくさせており、定住外国人の参政権問題がにわかにクローズアップしてきた。

### 三 地方参政権保障へのステップ

社会党は、在日外国人に参政権が現状では認められていないが、そうはいっても自治体を構成する住民であるということには変わりがないことから、国籍の如何にかかわらず、住民による住民のための施策を行う自治体に對し、当然発言する権利がある。したがって地方参政権について認められてしかるべきと考えるが、それまでのプロセスとしてこれらの人々の意見を自治体行政に反映させていくために、自治体への参加システムを構築しようと、審議会などへの外国人の登用を求めてきた。最近、川崎市と豊島区、神戸市で、先進的な取り組みが相次いでなされているといふことを紹介しておこう（なお以後の文中では「外国人住民」ということにする）。

報道によれば、一昨年に行われた「外国人市民意識調査」で市長・市議会議員選挙の参政権を六割が求めていた川崎市では、五月二七日に参政権がなくても議会への提言など自治体の政策立案に参加できる、全国初の「外国人市民代表者会議」の設置を決めた。この代表者会議は、外国人に関する問題について市議会に意見や提案を出すことができ、採決

権はないが、市議会の委員会にも出席できる

(朝日新聞兵庫版五月二八日付)。

とされている。市として、五月中にも同会議の詳細な中味を調査・研究するための学識経験者からなる委員会を発足させ、本年度中に答申をまとめ、来年度に一つの区を実験例として選び、その後全市的な代表者会議を導入することにしている。これはドイツのフランクフルト市の外国人代表者会議を手本としたものだが、フランクフルトの場合、外国人有権者が投票で外国人代表を選ぶこととしており、まさに「外国人住民の議会」となっている(毎日新聞五月二八日付)。

また、区民の一六人に一人が外国人とアジア系を中心に外国人の比率が二三区で最も高い東京都豊島区でも、外国人にも住みよい街を目指し外国人委員の意見を反映させたいということで、将来の街づくりの指針となる「豊島区新基本計画」を策定するための基本構想審議会にはじめて在日中国人を委員の一人に加えることになった(日経新聞五月二四日付)。

さらに神戸市でも、市政に対する提言や意見を寄せたり市民セミナーなどに参加したりする市政アドバイザーを委嘱しているが、今回、九四・九五両年度の市政アドバイザーに外国人三三人を含む市民を無作為抽出で選ぶこととした。市政アドバイザーに外国人住民が委嘱されるのははじめてのことだという

社会党として、外国人住民の参政権が保障されていない現状の下で、外国人住民の意思を自治体行政に反映させるため、このよう

な自治体行政への様々な参加形態を多くの自治体に広げていくことに努力していくことは地方参政権確立のためのプロセスとして注目すべき試みと言えよう。外国人住民の自治体への参加を一つずつ具体的に積み上げ、豊富化しながら、自治体レベルの選挙権を保障するよう制度改善の実現に向けた検討を一つ一つ進めていくことが望まれているのである。

外国人住民への地方参政権の保障は国際化時代に対応した「開かれた自治体」づくりのメルクマールとして解決が迫られている課題であり、党としてさらに努力していくことが求められている。

国際化の時代というが、在日外国人住民の生活を守り、権利を確立する取り組みを進めていくことこそ、眞の国際化ではないだろうか。

#### 四 公務員就任問題

もう一つの「開かれた自治体」づくりの指標は、外国人の職員採用問題である。たしかに地方公務員法上は日本国籍を要するという明確な規定はなく、自治体における外国人の公務員への採用は自治体の判断で決められる

ことになっている。しかし実際は、行政指導に過ぎない「公権力の行使または国家・地方公共団体の意思形成への参画にたずさわる公務員になるためには日本国籍が必要だ」という政府の解釈によって、外国人の公務員就任権が制限されたのが実態である。このい

わゆる「国籍条項」を撤廃し、外国人の公務員就任を保障することは、地方自治の精神からも重要であるだけでなく、外国人の就職差別をなくし人権上の大きな前進となることは明らかである。

外国では外国人の公務員就任について、ノルウェーやオランダでは特別の制限がなく、イギリスでは国籍による制限を課すこと自体禁止されている。またスウェーデンでは警察・防衛関係を除いて制限がない。党としてもこれまで外国人の自治体職員の採用を進めよう取り組んできたが、この際、強く国籍条項の廃止を求めるべきである。

外国人住民の地方参政権の保障と外国人公務員の採用は、国際化時代の「開かれた自治体」づくりに不可欠の課題であり、社会党はこれまで以上に外国人住民の人権の確立に向けて力を注いでいくことが求められているのである。

#### 五 外国人党員問題

最後に、外国人の増加が政党にも課題を突

きつけていることに触れておこう。それは、定住外国人の入党問題である。今年一月、「新党さきがけ」島根県支部は全国の政党ではじめて、「県内に五年以上在住（配偶者が日本人の場合は二年以上在住）」を条件に外国人の入党を認めることとした。五月に同支部は発足したが、八二七人の党員中四六人が在日外国人であるという。また新生党的愛知支部や静岡支部でも、それぞれ支部規約で「日本国籍を有するか、日本に定住している者」（愛知）、「国籍の有無を問わず日本に定住しているもの」（静岡）の入党を認めることとし、外国人住民の入党に門戸を開いている。

各党とも、国際性を持つ開かれた自治体を目指すなら内からの国際化に光を当てるべき、という視点に立ってのことである。

政治資金規正法では、外国人が個人として党費を納めることについて何ら制限はなく、外国人党員も法的に制限はない。定住外国人が一定の割合を占めるようになってきている一方、いまだ政治に参加する道が閉ざされている現状がある。そんな状況の中で、参政権獲得への一つのプロセスとして外国人の意思を政治に反映できるようにするために、外国人住民の党員問題を位置付けることができるのではないかどうか。

社会党も、第七一回中央委員会で決定した

「政治改革に伴う党組織改革要項」にもとづいた組織改革・党建設運動の推進の方針として、七月七日の中央執行委員会で「組織改革の推進について」（案）を決定したが、この中に注目すべき検討事項として「在日外国人の入党問題」を盛り込むこととした。「人権の党」としては少し遅ればせながらといわれようが、その積極的な検討を踏まえた上での早期実現を心から望みたい。党のこれからの方々にとっても、在日朝鮮・韓国人の方々や、アジア系の差別され人権が侵されている方々のために、党の門戸を開くことは、政策の質的充実の可能性と党員数の拡大という質量両方の観点から重要ではないかと思う。

## おわりに

一九九四年六月二九日は、後世の人々から政治史に残る日として記されることになろうが、その二九日に社会党的村山委員長が第八一代内閣総理大臣に指名され、翌三〇日に村山社会党首班内閣は四七年ぶりのことであり、その意味で社会党が閣僚を出しただけの細川内閣とはその意味するところが大きく違う。そうはいっても、自民党、新党さきがけとの連立内閣であることから、社会党的自由性をストレートに反映させるのは難しい面が多いことは火を見るより明らかである。

「政治改革に伴う党組織改革要項」にもとづいた組織改革・党建設運動の推進の方針として、これまで社会党が先進的に取り組んできた課題についてその実現の為に勇猛果敢にチャレンジしていくことが求められているし、もっと試みられてもいいと思う。今こそ社会党首班という好機を活かし、社会民主主義の理念に裏打ちされた政策を積極的に打ち出して、理想的の実現に向けて少しでも前進するよう努力することが私たちの責務ではなかろうか。

社民政権の先輩国スウェーデンでは、市民党政権が「フリーコミューン」をはじめとする様々な実験を試みてきた。日本社会党も今までつちかってきた先見性ある政策を実験し

てみるくらいの勇気が必要ではないか。そうでなければ「何のための政権獲得なのか」という批判にまともに答えられないであろうし、党と市民運動の連携も何だったのかということがになりかねない。

そういう意味で長いあいだ問題化していた外国人住民の参政権問題についても、村山新連立政権の課題の一つとして、のちに振り返ったときに、「社会党主導内閣の成果」といわれるよう実現に向けて一步一歩たゆまず努力していくことが求められているのではないかだろうか。

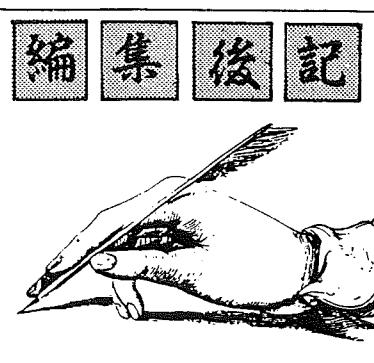
（よこたしょうぞう・政審書記一地行部会担当）

◆村山内閣が実現した。成立の経過、意義、評価などについては他に譲るとして、ここでは

その実現の契機となつた問題について述べておく。

①進むも地獄・退くも地獄——前連立政権に復帰しても、新たに自社連立を選択しても、社会党には苦悩の連続が予想される。同じ地獄なら、せめて憲法観や歴史観、さらに政治手法において、よりリベラルで民主的な勢力を選ぶしかない。

②「与党内野党」はダメ——政権には参加したいが、決定的な責任は負わないという「与党内野党」と呼ばれる立場を捨て、自分たちの党首を首班とした政権を目指すことが政党政治の王道である。



党方針は、村山内閣に自民党が参加することを想定したものではない。

◆「さすがは社会党首班」と評価されるには、

主として自民党とのチク勝負に勝たねばならない。とくに、税制改革との前提条件の整備、終戦五〇年のけじめ、日朝国交の正常化、軍事的手段によらない国際平和貢献、世界的な軍縮促進、水俣病問題の和解、環境アセス

委員長	関山信之	編集委員	池端清一	田口健二
細谷治通	梶原敬義	角田義一	前畠幸子	
温井寛	川那辺博	石田好数	石田好数	
早川幸彦	河野道夫	小川正浩	長谷川崇之	
浜谷惇	秋葉忠利	糸久八重子		

メントの法制化、地域介護システムの拡充、人権オブズマン制度の創設などのテーマで実績を残すことだろう。

◆村山内閣により仕事をさせ

る基礎的な条件は、①国民のニーズ、②政治家のアイデア、

③官僚の現実化する能力、といふ三つの煙からチエを持ち寄ることだ。そこで私たち政策マンには、一方でアイデア

を、他方でこれら三つをコーディネートする能力が強く求められる。

◆次の三点を補足したい。国民のニーズを測るものさしの一つに、市民の国際協力活動など先駆的な社会運動の動向を加えること。政治家や政党のアイデアとは、理念と政策を兼備した社会改革の構想力でなければならないこと。官僚の能力としては、自治体首長やその職員の経験と見識をも活かすこと。

④変質しはじめた自民党——自民党が、社会・さきがけの合意事項と村山首班について同意したことは、自民党の変質を示すものであり、また「いまの自民党とは組まない」との

「政策資料」購読料のお知らせ	
定価	一部 四五〇円
送料	七六円
年間購読料	六〇〇〇円（前納）
郵便振替	東京〇〇一八〇一四
又は	
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYO**

---

**Ausust 1994**

---

**No. 335**

---

**<FOREWORD>**

*KAJIWARWA Keijii*

*Vice-Chairman of the Policy-Making Board*

**<FEATURE> A New Socialist-led Coalition Government**

*A New Government Appeals to All People.*

*The 3-Party Policy Agreements*

**<DOCUMENTS>**

*The SDPJ's Position and Statement on Sports Lottery*

*The SDPJ's Position on De-Regulation and its Promotion*

*The Product Liability Law, adopted at the 129th Diet session*

*The Summary Proposals on the Specific Law for Promoting the return of the lands leased for the US Military in Okinawa Island*

**<POLICY FOCUS>**

*The Remaining Agenda for Tax Reform*

*(by SHIOBARA Hiromitsu)*

*For Closer-to Citizens Local Governments*

*(by YOKOTA Shojo)*

---

**政策資料 8 月 号**

---

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 関山信之  
発行 日本社会党政策審議会  
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 03(3581)5111 内線3880~4  
FAX 03(3502)5857

---

定価450円 (送料76円)

**Published by Policy-Making Board  
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857